

令和3年第4回南那須地区広域行政事務組合議会定例会会議録

令和3年9月27日（月）

開会 午前10時00分

閉会 午後 3時44分

◎出席議員（12名）

1番	渋井由放	2番	中山五男
3番	田島信二	4番	小川洋一
5番	大金清	6番	大金市美
7番	川俣義雅	8番	矢板清枝
9番	平塚英教	10番	益子純恵
11番	阿久津武之	12番	沼田邦彦

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣純子
副組合長	福島泰夫
代表監査委員	瀧田晴夫
病院長	宮澤保春
事務局長兼会計管理者兼管理課長兼書記長	深澤昌美
消防長	車和則
事務局次長兼総務課長	小口正一
統括管理監	関口忠司
病院事務長兼医事課長	鈴木高広
病院総務課長	岡誠
保健衛生センター所長兼施設整備室長	熊田則昭
消防本部総務課長	加藤勇
消防本部予防消防課長	川俣寿行

◎職務のため出席した者の職氏名

議事係長	石田直人
書記	中村浩子
書記	齋藤晋太郎

○議事日程

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 (報告第1号) 令和2年度資金不足比率の報告について (組合長提出)
- 日程第5 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合長等の損害賠償責任の一部
免責に関する条例の制定について (組合長提出)
- 日程第6 (議案第2号) 南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正
について (組合長提出)
- 日程第7 (議案第3号) 令和3年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補
正予算(第1号)の議決について (組合長提出)
- 日程第8 (認定第1号) 令和2年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳
出決算の認定について (組合長提出)
- 日程第9 (認定第2号) 令和2年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の
認定について (組合長提出)
- 日程第10 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（沼田邦彦） おはようございます。

ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和3年第4回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお本日は、令和2年度一般会計及び病院事業会計決算についての監査報告のため、瀧田晴夫 代表監査委員に出席を求め後ほど意見をいただくことになっておりますので、報告いたします。

ここで、議会開会に当たり、組合長の挨拶を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） おはようございます。

広域議会開催にあたり招集いただきありがとうございます。まず今は急に天気が変わりまして、温度が下がってきたので皆さまも体調いかがでしょうか。コロナの方も少し下火になったのかなと。新しい感染者数は減っておりますが、療養者数は大きく減っているわけではないので是非ともそれが解決できる方向に向けて、まだ宣言中でありまして皆さんの行動を、私自身もですが、控えさせていただき自粛させていただきたいなと思っております。

那須南病院においては懸命にいろんな対応をしていただいております。ワクチン接種にかかる、また治療にかかる努力をしていただいております。また両市町の医師会の皆さまにも大きな協力をいただきワクチン接種が順調に進んでいるものと思います。那珂川町にいたっては県内1番の接種率であります。わが市としても頑張りたいと思っております。

だいぶ感染者数が減ってきておりますので、新たなものがなくなってきていると思いますが、お一人が感染されると家族の方々がやはり出てきてしまうので、一人ひとりの防御が必要かなと思っております。今回の議会にもやはり那須南病院の決算が入っておりますので、ご質問等が出るのかなと私の中で思っております。運営の方はしっかりとさせていただいておりますので、今日の承認と議案とそれと報告案件とありますので、慎重審議のほど皆さんにお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。この開催を慎重によろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で組合長の挨拶が終わりました。本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりでございます。

それではこれより議事日程に基づき議事に入ります。

◎日程第1 議席の指定

○議長（沼田邦彦） 日程第1 議席の指定を行います。本件については令和3年7月2日にご逝去されました久保居光一郎議員に代わりまして、那須烏山市議会より新たに渋井由放議員が組合議員として選出されましたので、会議規則第3条第2項の規定により議長において議席番号を1番に指定いたします。

ここで渋井由放議員に挨拶のための発言を許します。1番渋井由放議員。

[1番 渋井由放 議員 登壇]

○1番（渋井由放） ただ今1番に指名されました渋井由放でございます。

広域議会につきましては何年か前に監査委員という職をやらせていただいて、仕事の中身といいますか流れは多少は理解しているところではございますが、なにぶん少し離れておりましたので今後とも皆様のご協力、またご指導いただきながら務めたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（沼田邦彦） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

3番 田島信二議員

4番 小川洋一議員の2名を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（沼田邦彦） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第4（報告第1号）令和2年度資金不足比率の報告について

○議長（沼田邦彦） 日程第4（報告第1号）令和2年度資金不足比率の報告についてを議題といたします。執行部の報告を求めます。組合長。

○組合長（川俣純子） 報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第22条第1項の規定によりまして、地方公営企業法の一部を適用する病院事業会計について、令和2年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

当組合の令和2年度病院事業決算におきましては、令和元年度同様に、資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率は表示されないものであります。

以上、報告といたします。よろしく願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第1号 令和2年度資金不足比率の報告についてを終わります。

◎日程第5（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合長等の損害賠償責任の一部
免責に関する条例の制定について

○議長（沼田邦彦） 日程第5（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

○組合長（川俣純子） 議案第1号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は平成29年6月に地方自治法が改正され、一部事務組合の管理者、行政委員及び職員の職務行為について、善意かつ重大な過失がない場合には、条例において賠償の限度額を定めて損害賠償責任の一部を免責することができるようになったことに伴い、本組合においても南那須地区広域行政事務組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定するものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重にご審議のうえ、可決ご決定くださるよう、お願いを申し上げ提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○総務課長（小口正一） それでは命によりましてただ今上程されました本条例の制定についてご説明申し上げます。議案書をご覧くださいと思います。

まずはじめに本条例の制定に至るまでの背景といたしまして、平成24年4月に出された最高裁判所の法廷意見を踏まえ、平成29年6月に地方自治法が改定されたことに伴うものであります。

内容的には特別地方公共団体に対し住民訴訟が提起されその結果、組合長や職員に対する損害賠償責任に関し、国家賠償法の考え方のように求償責任の度合いの区分がなく不均衡であるという観点などから、当該求償責任の発端となった職務行為について善意かつ重大な過失が無い場合には、条例において賠償の限度額を定めて損害賠償責任の一部を免責することができるようになるものでございます。

具体的には組合長等が職務を行うにつき、善意で重大な過失がないときに限り賠償の責任を負うことになる額が、条例で定める額を考慮した額を免除することになります。この条例で定める額は地方自治法施行令第173条第1項第1号に定められている額を参酌して定めることとなっており、損害を賠償する責任の原因となった行為等を行った日を含む会計年度において、組合長ですと在職中に支給される給与の一会計年度あたりの額、つまり那須烏山市と本組合から支給される1年間の給与額を合算した額を基準といたしまして、組合長は6年分、副組合長及び監査委員におきましては4年分、病院長及び消防長は2年分、一般職員は1年分を限度に賠償責任を負うこととなります。

この制度は過度な責任追及に及ばない適切と思われる範囲で、損害賠償責任を免除しようとするもので、当然のことながら故意又は重大な過失があるときは免除の対象とはならず、また国家賠償法において故意又は重過失のある場合のみ公務員個人に対して求償できるとされていることとの均衡を図ると同時に、会社法第425条において役員等の損害賠償責任を軽減する制度が設けられているのと同様の主旨から制度化されたものでございます。また本条例により免責する事項が生じた場合は、原因となった事実や免責額の算定根拠やその理由等を組合議会に報告するものとなっております。

なお本条例は公布日施行としており、責任の一部を免責することができる損害賠償責任は、この条例を施行の日以後の行為に基づくものとしております。

以上、条例制定の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（沼田邦彦） 提案理由の説明が終わりました。

ここで本案については地方自治法第243条の2第2項の規定により監査委員の意見を求めることになっておりますので、いったん休憩をはさみまして監査委員のお二人には別室で意見を調整していただきたいと思います。ではここで代表監査委員に条例案に対する意見の依頼書をお渡しします。

それでは暫時休憩いたします。

【休憩】（午前10時12分）

【再開】（午前10時14分）

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。それでは、監査委員からの意見の報告を求めます。

瀧田晴夫代表監査委員。

○代表監査委員（瀧田晴夫） 条例案に対する意見への回答でございます。

令和3年9月27日付、南広域第27号をもって、地方自治法243条の2第2項の規定に基づき照会のあった条例案に対する監査委員の意見は下記のとおりです。

意見、異議ありません。

これは、自治法の施行令の参酌標準のとおりになっているので、特に異議がないということでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

2番、中山議員。

○2番（中山五男） この条例は結局ですね損害賠償額から免責額を差し引いた部分が個人の負担ということになるわけですね。一点お伺いしたいのですが、ここで言う長等の基準給与額、これに6倍とか4倍、2倍、1倍を掛けた、その額がこの免責額になるのですが、これ、差し支えがなかったら結構です、この具体的な、おおよその数字ですね、例えば組合長は基準給与額、これが幾らになるのか、こういう額を明かすことができるのでしたらお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小口正一） それでは、ただいまのご質問に対してお答え申し上げます。

那須烏山市長の資産等の公開に関する条例というものがございます。そちらのほうの規定に基づきますと、毎年一度、4月末になりますけど、在任期間中に1年間、年分の所得等の公表をすることでございます。こちらのほうは、公開されている数字でございます。

今年4月30日に公開されてございます那須烏山市長の額といたしましては、1,058万4,000円が所得として出てございます。これは広域と、当然、市と、あとは県で役職を担ってございますものを合わせたものでございます。

したがって、今回、組合等の関係するものになりますと、若干これより額が下がるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 2番、中山議員。

○2番（中山五男） 組合長の基準給与額は了解いたしました。あとは副組合長とか組合の一般職員の平均的な給与、これは明かすことができないと、そういうことなのでしょうか。それならそれで結構ですよ。了解しました。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○2番（中山五男） 結構です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第1号 南那須地区広域行政事務組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正
について

○議長（沼田邦彦） 日程第6（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） 議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例において、徴収する手数料の免除等に関する条文を新たに加えるものが主となります。

元来、消防手数料は、消防法に基づく危険物施設や危険物の取扱いにおける設置や変更、貯蔵といった行為に対し、許可申請をする際に必要となるものであります。

近年、全国的な傾向として、毎年のように豪雨災害や大規模林野火災などが発生しています。それらの大規模災害発生時において活動する車両や航空機などに燃料を供給するため、許可された場所以外で危険物を貯蔵または取り扱う場合、本来は申請し許可が必要となり、その際に手数料の徴収が必要となります。

そういった大規模災害時等などにおいて、申請に係る手数料を免除すること、さらには近隣消防本部の消防手数料条例などの取扱い状況に鑑み、今回徴収すべき手数料の免除や猶予に関する規定を新たに加えるものであります。

詳細につきましては予防消防課長から説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 予防消防課長。

○消防本部予防消防課長（川俣寿行） それでは、詳細について説明いたします。

今回改正いたします消防手数料条例は、手数料の免除等に関することや、許可証等の再交付に係る手数料の徴収、郵送等の申請に対する送料の徴収をすることなど、新たに加えたものであります。さらには、条文内の文言を別表やほかの法律や規定と合わせ、整理するものであります。

それでは、改正する内容につきまして、条文に沿って説明いたします。

条例第1条は、この手数料条例の趣旨を定めたものであり、現行条文の内容を整理し、条例の「目的」を「趣旨」に改めたものであります。

次に第2条第1項第6号は、タンクの保安検査の申請でありまして、条文を条例別表の表記と合わせ、「屋外タンク貯蔵所」から「特定屋外タンク貯蔵所」としたものであります。

さらに第2項は、許可証等を再交付する際、手数料を徴収する旨を新たに加えたものであり、近隣の消防本部と合わせたものであります。

次に第3条は、手数料の納付時期であります。現状において再交付等の際に手数料を徴収することから、それらに関わる条文が加わり、さらに組合長が認める場合においてはこの限りではない旨を加えたものであります。

次に第4条は、今後見込まれる郵送等による申請に対し、通常の手数料に加えて、書類の郵送料等を徴収することを新たに加えたものであります。

次に第5条は、既に徴収した手数料の還付であります。現行条例では第3条第2項において還付しない旨の表記がありますが、その内容に加えて、特別な事情のある場合は還付することができる旨を新たに加えたものであります。

次に第6条は、手数料徴収の免除であり、今回新たに加えたものであります。

第1号及び第2号は、地方自治法や生活保護法などのほかの法律による支払いの免除を受けている者。第3号は、当組合を構成する那須烏山市、那珂川町、または当組合から申請される場合。第4号は、組合長が徴収することが適当でないとした場合。

以上のいずれかに該当する場合は手数料免除、または徴収の猶予をすることができるものであります。

さらに第7条は、必要な事項は別に定めるものとしており、消防手数料条例の免除等に関する要項を、訓令として別に定めたところでもあります。

なお、施行日につきましては令和3年10月1日であります。

以上で説明を終わります。

○議長（沼田邦彦） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

2番、中山議員。

○2番（中山五男） 2点ほどご質問したいと思います。まずは第2条の改正が、「屋外タンク」から「特定屋外タンク」に変わったわけなのですが、このタンクの違いはどのよ

うな構造となっているのか。それと、管内にこういった、今度は特定屋外タンクとなるのですが、このような構造のものがあるのかどうか、それも併せてお伺いしたいと思います。

それと、第3条の手数料の中で、「手数料を免除する特別な事由」とありました。どのような事例が免許されるものと想定されるのか、それについてお伺いします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 予防消防課長。

○消防本部予防消防課長（川俣寿行） ご質問の点であります、「特定屋外タンク」と「屋外タンク」の違いでございますが、屋外に設置してある危険物のタンクは全て「屋外タンク貯蔵所」と言いますが、「特定」との違いを簡単に説明いたしますと、タンクの容量の違いでありまして、「特定」は危険物の貯蔵最大量が1,000キロリットル以上のものを言います。また、500キロ以上1,000キロ未満のものは「準特定タンク」と言います。ちなみに管内には「特定」も「準特定」も存在しません。

第2点目です。特別の事由とはどのようなことかということですが、幾つかの条文の中にご覧ですが、改正条例の第6条に規定するもののほか、組合長から先ほど提案理由もございましたが、大規模災害発生時を想定しておりまして、災害現場等で活動する車両や航空機等への燃料補給のために、許可された場所以外で危険物を一時的に貯蔵したり取り扱ったりするための申請に対すること。また、災害復旧時における危険物の貯蔵や取り扱う場合に係る申請に対することでございます。

以上でございます。

○2番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決いたします。議案第2号 南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7（議案第3号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決について

○議長（沼田邦彦） 日程第7（議案第3号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただ今上程となりました議案第3号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、眼科において手術時に使用する眼底観察システム整備、及び新型コロナウイルス患者を受け入れる県内医療機関において情報連携を図ることを目的としたコミュニケーションシステムを導入するため、資本的収入及び支出をそれぞれ1,379万円増額するものであります。

なお、詳細につきましては病院総務課長から説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） 令和3年度病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、詳細説明を申し上げます。補正予算書の1ページをお開きください。

まず第1条は総則、第2条は業務量の予定量の補正で、有形固定資産購入事業9,285万円を、1,379万円増額し1億664万円に改めるものであります。

第3条は資本的収入及び支出の補正で、予算第4条本文括弧書きの中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億337万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億337万6,000円で補填するものとする」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億337万6,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億334万4,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入額及び支出額を1,379万円に増額するものであります。

なお、補填財源の3万2,000円につきましては、令和2年度決算における消費税整理に伴い発生したものであります。

第4条は企業債の補正で、医療機器整備事業費の限度額6,860万円を、910万円増額し7,770万円に改めるものであります。

第5条は重要な資産の取得の補正で、予算第11条において定めた重要な資産の取得に、眼底観察システムを追加するものであります。

それでは、補正予算の明細につきまして説明を申し上げますので、6ページをお開きください。

資本的収入及び支出の補正明細で、支出のほうからご説明いたします。

1款1項1目有形固定資産購入費に1,379万円の増額補正するものであります。購入する機器備品は2点ございまして、まず1点目として眼底観察システムとなります。こちらの医療機器は、眼科の手術時に使用する既存の顕微鏡に装着する機器で、高度な技術を要する網膜硝子体の手術において、今までより網膜の状態を鮮明な画像で得ることができるようになり、また、白内障の手術にも重要視されてきており、県内でも急速に普及が進んでいる機器であります。したがって、当院においても、より安全安心な施術を目指し、機器を整備するものであります。

次に2点目として、汎用画像診断装置用プログラム専用端末の整備を図るものであります。こちらのプログラムは、栃木県の計画により、県内の新型コロナ患者受入れ医療機関に対し、県の全額補助によりパソコンと専用アプリケーションの導入を進めるものであります。

このシステムを導入することにより、院内での入院患者の情報共有がスムーズに行え、また、複数の病院での連携が図れることにより、症例相談や患者紹介が容易になり、また、

緊急紹介の際には瞬時に病院間の情報共有が可能となることにより、救急搬送プロセスの効率化に繋がるものであります。

なお、当プログラムは昨年度から導入が開始されており、受入れ医療機関の大多数が導入済みとなっております。

次に、収入であります。支出と同額の1,379万円を補正するものであります。

1款1項企業債は、先ほどご説明しました眼底観察システムの財源として借り入れるもの。4項補助金は、汎用画像診断装置用プログラム専用端末に対する県補助金であり、補助率は10割補助となっております。

以上、令和3年度病院事業会計補正予算（第1号）の詳細説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。なお、質疑に当たってはページ数をお示しください。よろしくお願いいたします。

9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） 今説明がありました6ページの、医療機器購入を2つであると。1つは眼底観察システムですね、これを1式。なおかつ、2つ目が遠距離医療の画像診断システムですかね、コミュニケーションシステムアプリケーションというようなことで、これ、それぞれ補正をして、それぞれの金額は幾らぐらいなのでしょう。

なおかつ、今、遠距離の医療、画像診断というか、それはどのようなふうに行われているのか、そのところをお願いします。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） こちらのほう、2件の内訳でございますが、収入の欄を見ていただきますとおわかりになるかと思いますが、医療機器整備事業、こちらのほうが眼底システムの金額になっております。その下の新型コロナウイルス感染症の469万円、こちらのほうが画像診断になります。

○議長（沼田邦彦） 病院長。

○病院長（宮澤保春） ここに挙げましたシステムに関しましては、県の補助金で整備

させていただく新型コロナウイルス感染症に伴うシステムということで、特化したシステムということでございます。

「LINE」と同じようなもので、そこに医療情報や画像を上げて、県のほうに感染症の専門家や 受入れ病院共通に情報共有ができるといったシステムでございます。クラウドの安全なシステムということで構築を予定しております。

現在は、患者さんが具合が悪くなりましたら電話で情報共有しているという状況で、画像に関しましては、今のところは無いということでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

1 番、渋井議員。

○1 番（渋井由放） 眼底観察システムということで、白内障の手術やそういうのが問題なくできるのか、そういうのがよく見えて発見が早いとかいうような、いろいろな話、いろいろなよくわからないところがあるんですけども、これを導入することによって効率的に仕事ができるのか、例えば収入が増えて、この元が取れるだろうというのか、古い物を新しくただけで、なかなかそこまではいかないんだよということなのか、その辺、大ざっぱで結構ですから、これを入れると儲かるんだよというのか、いや、これを入れると患者さんが喜ぶんだよということなのか、その辺のところをお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 病院長。

○病院長（宮澤保春） この機器につきましては、既存の手術用の顕微鏡に装着するものでして、主には硝子体という目の奥にあるものの病気に対する手術に際して必須のものであります。

硝子体手術に関しましては、うちの病院では年に数件やる程度でございますが、その件数が、この機器を導入することにより、少し増える可能性があります。そういう意味では、収益も少しは上がる可能性はありますが、それと同時に、現在主にやっております白内障の手術に関して、合併症の発生率が低くなるということと言われておりまして、より安全にその手術をしていくという意味で、時代が要求するようなシステムでございます。

ですので、議員のおっしゃるような収益の増に関しましては、恐らく若干の増はあっても、大幅な増というわけにはいかない。むしろ安全な手術というものを目指していく、そ

ういった機器ということでご理解いただきたいと思います。

○1番（渋井由放） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

2番、中山議員。

○2番（中山五男） ちょっと確認したいのですが、この財源関係なのですが、そうしますと眼底観察システムの関係は910万円必要なんですよ。これは全額企業債を充てるとのこと。

それと、画像診断システムが469万なのですが、これは全額補助金を充てると。自主財源といいますか、それは病院の会計のほうからは後は支出する必要がないのだと、そう理解してよろしいでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） 画像診断システムにつきましては全額県補助になっております。

観察システムに関しましては、企業債で全額措置というところでございますが、全額企業債になりまして、そのうち交付税の算入額が4分の1になります。残り4分の1に関しましては市町の負担金でございまして、残り2分の1に関しましては病院の負担金になることになっております。

○2番（中山五男） わかりました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決いたします。（議案第3号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、（議案第3号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時55分といたします。

【休憩】（午前10時43分）

【再開】（午前10時55分）

◎日程第8（認定第1号）令和2年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第9（認定第2号）令和2年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定について

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。日程第8（認定第1号）令和2年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第9（認定第2号）令和2年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定について、以上2議案は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

○組合長（川俣純子） 認定第1号及び認定第2号につきまして、一括して提案の理由の説明を申し上げます。

まず認定第1号 令和2年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定

についてでございます。

予算現額は22億9,320万円でありまして、これに対して、歳入決算額22億9,870万8,567円、歳出決算額22億4,844万6,896円であります。

前年度と比較しますと、歳入は5,761万8,432円減で、2.4%の減額となり、歳出は7,697万8,777円減で、3.3%の減額となりました。

歳入歳出とも減額となりましたのは、消防施設整備費の備品購入費が減額になったことや、公債費の償還金が減額になったことが主な要因になっています。

予算現額に対する収入率は100.2%、歳出の執行率は98.0%となっています。

歳入歳出差引残額は5,026万1,671円となり、翌年度に繰越すべき財源はございませんので、実質収入額は同額となります。

なお、実質収入額のうち、今後の健全たる財政経営を図るため、地方自治法第233条の2及び基金条例の規定により、2,600万円を財政調整基金に積立てをしております。

歳入の中で構成比の最も高いものは分担金及び負担金で、21億4,194万8,000円でありまして、歳入合計の93.2%を占めております。次に繰入金が5,500万円で2.4%、使用料及び手数料が5,332万7,400円で2.3%となっております。

歳出の中で最も構成比の高いものは衛生費で、12億3,866万8,979円で、歳出合計の55.1%を占めております。この主な使途であります。この主な使途であります。この主な使途であります。ごみ処理施設、し尿処理施設、斎場などの運営費及び次期一般廃棄物処理施設整備のための基金積立て、並びに病院事業会計の負担金補助金などの経費であります。

次に、消防費が7億8,125万914円で、歳出合計の34.8%を占めております。この主な使途であります。この主な使途であります。この主な使途であります。消防職員の人件費及び常備消防としての消防活動の経費などです。

次に、公債費が1億2,796万960円で、5.7%を占めております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要の説明を申し上げます。

続きまして、認定第2号 令和2年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定についてご説明申し上げます。

ご案内のとおり、那須南病院は平成2年の開院以来、地域の中核病院として、地域医療の確保や住民福祉の向上を目的に、民間医療機関では対応が難しい医療を担う役割を果たしてきております。

特に救急医療については、1年365日24時間体制で対応しており、令和2年度は年間4,079人、1日平均11人の救急患者を受け入れてまいりました。

しかし近年では、医師が大都市部に集中し、地方の医師の不足が深刻化し、地域医療を

取り巻く環境は厳しさを増している上、新型コロナウイルス感染症の発生による通院控えもうかがえ、経営に影響が出ております。

その結果、全国の公立病院857施設のうち、約63%に当たる538の施設で経常損失が生じ、いわゆる赤字となっております。なお、那須南病院と同規模のベッド数を持つ施設においても、経営が厳しく、そのうち65%の施設において経常損失が生じ、赤字となっております。

このような状況の中、令和2年度の病院事業の決算をご説明申し上げます。

まずは収益的収入及び支出でございますが、消費税を除いた損益計算書の額で説明をいたします。

令和2年度は前年度同数の常勤医師15名を確保することができましたが、新型コロナウイルスによる影響もあり、入院・外来とも患者数及び医業収益は減となったものの、新型コロナウイルス感染症対策に伴う病床確保や、消耗品等などの購入に対する補助金収入があり、収益合計としましては前年度比約4,777万円増の26億8,368万4,836円となりました。

一方、費用は、職員4名減による給与費の減、PCR検査実施に伴う薬品の増、消耗品及び施設の老朽化による建物・附属施設の修繕費の増額などによる経費の増、及び消費税の増税に伴う雑損失の増により、費用合計は前年度比約25万円増の27億9,149万8,659円となりました。この結果、1億781万3,823円の純損失が生じたところであります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入は企業債、一般会計からの繰入金であります。他会計負担金、看護師の修学資金の返還による長期貸付金返還金、及び新型コロナウイルス感染症対策などの補助金であり、前年度比約8,214万円増の2億7,696万7,667円。支出は、医療機器の購入及び企業債の償還など、合計で3億5,970万276円となり、差引不足額となります8,273万2,609円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金で補填をしたものであります。

以上が病院事業決算の概要であります。住民が安心して生活できるためには地域医療の確保が必要でありますので、本地域の中核病院として位置づけられる那須南病院が安定的かつ継続的に地域医療を提供できるよう、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、認定第1号は管理課長から、認定第2号は病院総務課長から詳細を説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、ご了承くださいますよう併せてお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 管理課長。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長兼書記長（深澤昌美） それでは、認定第1号 令和2年度一般会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。決算書の5ページをご覧ください。

なお、別冊の主要施策の成果の12ページ、13ページに、歳入歳出決算の構成比や対前年度額等を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

それでは、事項別明細書に従いまして、歳入から説明申し上げます。

1款分担金及び負担金の収入済額は21億4,194万8,000円となり、歳入総額の93.2%を占めております。

1項1目総務費負担金は7,283万1,000円で、一般管理運営費に係る負担金となります。2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金は5億8,421万5,000円で、病院事業及び斎場費に係る負担金となります。2節清掃費負担金は6億7,072万5,000円で、し尿処理費、ごみ処理費及び一般廃棄物処理施設整備基金に係る負担金となります。3目消防費負担金は8億1,417万7,000円で、消防総務費及び消防施設整備費に係る負担金となります。

なお、構成市町の負担金明細書は、決算書34ページに記載してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、2款使用料及び手数料は5,332万7,400円となり、歳入総額の2.3%となっています。

1項1目衛生使用料は718万5,000円で、南那須地区斎場の使用料698件分であります。

2項1目衛生手数料は4,521万6,400円で、保健衛生センターにおけるし尿処理及びごみ処理の手数料となります。ごみ処理手数料につきましては、令和2年度より料金改定があり、約1,300万円ほど増額となりました。2目消防手数料は92万6,000円で、危険物施設の設置許認可の手数料となります。

3款国庫支出金、1項1目衛生費国庫補助金は352万円で、ごみ処理施設整備基本計画等業務委託に伴う循環型社会形成推進交付金であります。

4款県支出金、1項1目衛生費県補助金は881万2,000円で、病院群輪番制病院運営事業の補助金となっております。

7ページをご覧ください。

5款財産収入、1項1目財産貸付収入は28万6,009円で、広域行政センター第2会議室施設賃貸料のほか、各施設に設置されております自動販売機の売上げの3%が収入となります。2目利子及び配当金は40万4,702円で、財政調整基金をはじめ4つの基金の利子であります。

2項1目物品売払収入はありませんでした。

6款寄附金もありませんでした。

7款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は3,000万円で、前年度同額となっております。2目保健衛生センター施設整備基金繰入金は2,500万円で、保健衛生センター進入路舗装工事費及びショベルローダーの購入のため繰入れたものであります。

8款繰越金、1項1目繰越金は1,490万1,326円で、前年度繰越金であります。

9ページをご覧ください。

9款諸収入、1項1目過年度収入はありませんでした。2目弁償金は5万5,440円で、東京電力からの原子力発電所事故賠償金で、令和元年度中に支出しました放射能測定費用が対象となりました。3目雑入は2,045万3,690円で、主なものは保健衛生センターにおける資源物の売払収入1,000万5,250円や、栃木県消防学校への派遣職員給与等負担金769万5,052円などであり、そのほか、下から3番目の一般廃棄物焼却処分受託料194万8,200円ではありますが、こちらは那須地区広域行政事務組合のごみ処理施設の基幹改良工事に伴い受け入れたごみの焼却処分費用です。

さらに、一番下の塩谷・南那須PCR検査センター運営協力負担金7万8,000円は、塩谷広域と共同で設置しましたPCR検査センターの検査業務に従事した職員の特殊勤務手当分となります。

以上が歳入の説明となります。

続いて、歳出の説明をいたします。11ページをご覧ください。

1款議会費。議会費の支出済額は89万212円であります。1項1目組合議会費の主なものは、組合議員の報酬のほか、会議録テープ反訳料に要した経費などであります。

2款総務費。総務費の支出済額は9,967万5,831円であります。1項1目一般管理費は9,090万6,297円で、行政センター職員10名分の人件費のほか、各種委託料やサーバーリース料など広域行政事務局の経費であります。

13ページをご覧ください。

2目財政管理費は867万5,344円で、予算書・決算書の印刷費や公会計システムに要した費用のほか、財政調整基金積立金などであります。

2項1目監査委員費は9万4,190円で、監査委員2名分の報酬であります。

15ページをご覧ください。

3款衛生費。衛生費の支出済額は12億3,866万8,979円となり、歳出総額の55.1%を占めています。

1項1目保健衛生総務費は5億8,558万7,000円で、在宅当番医制事業の委託料、病院郡輪番制病院運営事業の負担金、小児二次救急医療対策事業の負担金、病院事業会計への負担金補助金のほか、病院事業整備基金積立金などがあります。

2目斎場費は3,119万6,274円で、燃料費や電気料、火葬業務の委託料、火葬設備施設改修工事費等が主なもので、南那須地区斎場の経費であります。

2項1目清掃総務費は4,811万9,501円で、職員5名分の人件費、事務所の通信運搬費やOA機器リース料のほか、保健衛生センター施設整備基金積立金などがあります。

17ページをご覧ください。

2目し尿処理費は1億1,467万8,897円で、処理用薬剤の購入費、燃料費、電気料のほか、施設の運転業務委託料及び定期改修工事費などがあります。

19ページをご覧ください。

3目ごみ処理費は3億4,761万2,216円で、職員8名分及び会計年度任用職員5名分の人件費、処理用薬剤の購入費、燃料費、電気料のほか、焼却灰の処分委託料、施設定期改修工事費など通常の経費のほか、センター進入路舗装工事やショベルローダー購入などがありました。

21ページをご覧ください。

4目一般廃棄物処理施設整備費は1億1,047万4,041円で、職員1名分の人件費やごみ処理施設整備基本計画及びPFI方式導入可能性調査業務委託料等のほか、新たな施設整備のための基金積立金などがあります。

23ページをご覧ください。

5目敦賀市民間最終処分場対策費は100万1,050円で、裁判に係る費用で、旅費及び弁護士への訴訟事務委託料などがあります。

4款消防費。消防費の支出済額は7億8,125万914円となり、歳出総額の34.8%を占めています。

1項1目消防総務費は7億7,794万3,764円で、消防職員98名の人件費のほか、各消防署の施設維持経費、各種装備品等の点検手数料、消防車両の燃料など消防・救急業務の経費であります。

27ページをご覧ください。

2目消防施設整備費は330万7,150円で、消防機材及び庁用器具費の購入費であり

ます。

5 款公債費、1 項 1 目元金は 1 億 2,698 万 91 円で、9 件分の元金償還金であります。

2 目利子は 98 万 869 円で、13 件分の利子償還金であります。

3 目公債諸費の支出はありませんでした。

6 款予備費の支出もありませんでした。

以上で、歳出の説明を終了いたします。

続いて、実質収支に関する調書を説明します。30 ページをご覧ください。

歳入総額から歳出総額を引いた歳入歳出差引額は 5,026 万 1,671 円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も同額となります。そのうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は 2,600 万円であります。

続いて 31 ページから 33 ページについては、財産に関する調書を掲載しております。

33 ページの下段をご覧ください。4 つの基金の状況を掲載しております。年度末現在高は総額で 8 億 9,108 万 2,000 円となっています。

34 ページには、構成市町の負担金の明細を掲載しております。

那須烏山市は、交付税算入分を含めて 14 億 2,793 万 3 千円となっております。

那珂川町は 7 億 1,401 万 5,000 円となっております。

以上で、一般会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） 認定第 2 号 令和 2 年度病院事業決算につきまして、決算書により説明を申し上げます。決算書の 1 ページから 11 ページまでが、法令で定められております病院事業会計の決算書類となりまして、決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表から成っております。

1 ページをお開きください。

1 ページから 4 ページまでが決算報告書となっております。予算第 3 条で定めた収益的収入及び支出予算、予算第 4 条で定めた資本的収入及び支出予算の決算額を報告するもので、金額は消費税込となっております。

まず初めに、収益的収入及び支出予算のうち収入でございますが、第 1 款病院事業収益の第 1 項医業収益においては、新型コロナウイルス感染症による影響もあり、前年度比約 2,808 万円の減となりましたが、第 2 項医業外収益においては、同感染症対策に伴う病床確保や消耗品等の補助金収入により、前年度比約 7,588 万円の増となり、決算額 26

億9,118万7,378円で、前年度比約4,781万円の増となりました。

2ページをお開きください。

支出でございますが、第1款病院事業費用は、第1項医業費用から第3項特別損失までを合わせまして、決算額27億9,779万8,044円で、前年度比約14万円の増であります。なお、収益的収入及び支出の詳細につきましては、この後の損益計算書で説明いたします。

次に3ページからは、資本的収入及び支出予算でございますが、まず収入ですが、第1款資本的収入は、第1項企業債から第4項補助金までを合わせまして、決算額2億7,696万7,667円で、前年度比約8,214万円の増であります。

内訳であります。第1項企業債1億870万円は、医療機器の購入費用及び空調設備改修工事設計業務の財源として借り入れたものであります。

明細を説明しますので、29ページをお開きください。

表の下から2行目、3行目が、令和2年度に借入れをした企業債で、いずれも種類は財政融資資金で、借入日は令和3年3月25日となっており、下から3行目の医療機器の利率は0.003%、下から2行目の附帯施設である空調設備改修工事設計業務の利率が0.04%となっております。

3ページにお戻り下さい。

第2項他会計負担金は、一般会計からの繰入金でありまして、一般会計からの繰入金総額は5億7,592万6,000円で、そのうち1億2,100万6,000円が資本的収入分となっております。

次に、第3項長期貸付金返還金202万5,000円は、看護師修学資金返還金でありまして、家庭等の理由により当病院に勤務しなかった者4名分の返還金であります。

次に、第4項補助金4,523万6,667円につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う国及び県の補助金、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためのオンライン資格確認のための補助金、及び令和2年度台風19号により被災を受けました放射線画像管理システムサーバー復旧に係る補助金となっております。

4ページをお開きください。

支出でございますが、第1款資本的支出は、第1項建設改良費から第3項投資までを合わせまして、決算額3億5,970万276円で、前年度比約6,988万円の増であります。

内訳であります。第1項建設改良費は1億7,627万2,068円で、医療機器購入費、空調設備改修工事設計業務、及び井戸整備工事となっております。

購入しました医療機器につきまして説明しますので、21ページをお開きください。

こちらには、購入した機器のうち100万円以上の物品を記載しておりまして、消費税込の金額となっております。

まず、表の2番、5番、6番、8番、10番、11番、12番、14番、17番、19番につきましては、新型コロナウイルス感染症に対処するため購入した機器となっております。

次に高額な機器についてですが、3番、全自動錠剤分包機は、平成18年度に購入したものの更新。4番、デジタル式X線透視診断装置は、平成17年度に購入したものの更新。7番、生化学免疫統合型分析装置は、平成20年度に購入したものの更新。13番、生理機能システムは、平成25年度に購入したものの更新。18番、光干渉断層計は、平成23年度に購入したものの更新であります。

その他の医療機器につきましても、耐用年数以上使用した物の更新等でありまして、医療機能を保持する上で必要最低限の医療機器の購入を行ったものであります。

4ページにお戻りください。

第2項企業債償還金1億8,258万8,208円は、企業債の償還元金であります。

また、年度末現在高は12件で10億613万7,216円となっております。

なお、内訳につきましては、29ページの企業債明細書に記載のとおりとなりますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

次に第3項投資84万円は、看護師修学資金でありまして、1名の学生に貸与したものであります。

なお、資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額8,273万2,609円につきましては、欄外に記載のとおり、全額、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

また、年度末現在の補填財源使用可能額は約7億5,181万円となっております。

以上が決算報告書でございます。

次に、損益計算書について説明をいたします。5ページ、6ページが損益計算書となりまして、1年間の経営成績を明らかにしたものであります。

6ページをお開きください。

令和2年度の結果は、下から3行目に記載のとおり、1億781万3,823円の純損失となりました。

それでは、各収益・費用の詳細について説明いたしますので、18ページをお開きください。こちらは、令和2年度と令和元年度の損益計算書の額の対比表となっております。

まず、収益から説明いたします。医業収益のうち入院収益は13億2,469万4,55

7円で、前年度比1,750万3,375円の減であり、また、外来収益につきましても、7億3,462万8,040円で前年度比1,000万1,564円の減となっております。

収入減の主な要因ですが、入院におきましては、新型コロナウイルス感染症患者受入れ病床を確保したことにより、休床病床が発生したことによるもの。外来におきましては、同感染症の影響による受診控えがあったものかと考えております。

なお、業務量の詳細につきましては、16ページ、17ページに記載してありますので、後ほどご覧ください。

次に、その他医業収益5,790万2,475円は、室料差額収益及び人間ドック、健診等の公衆衛生活動収益並びに診断書等の文書作成手数料となります。

次に、他会計負担金1億6,028万3,000円、及び医業外収益のうち他会計負担金1億1,688万8,000円、並びに他会計補助金1億7,774万9,000円は、一般会計からの繰入金で、合計で4億5,492万円となり、前年度比1,295万7,000円の増となりました。

次に、医業外収益のうち補助金7,590万9,333円は、へき地巡回診療事業補助金、院内保育所運営補助金、及び新型コロナウイルス感染症に係る病床確保に対する補償、防護具等の医療消耗品等への補助金であります。

次に、長期前受金戻入1,038万5,511円は、固定資産減価償却に係る収入で、現金を伴わない収入であります。

収入合計は26億8,368万4,836円で、前年度比4,777万3,411円の増となりました。

次に、費用につきまして説明をいたしますので、19ページをご覧ください。

医業費用のうち給与費ですが、16億5,580万8,221円は、職員170人、会計年度任用職員44人、及び非常勤の医師の人件費であり、前年度比3,406万1,694円の減は、職員4人の減によるものと、人事院勧告の実施によるものであります。

次に、材料費3億7,168万6,124円は、診療のために必要な薬品、診療材料及び給食材料等で、前年度比487万8,627円の増は、新型コロナウイルス感染症の検査の実施に伴う試薬の増等によるものであります。

次に、経費4億7,159万6,115円は、消耗品費、光熱水費、修繕料及び委託料等の費用であり、前年度比2,424万5,722円の増は、やはり新型コロナウイルス感染対策に伴う医療用消耗品費の増、施設の老朽化によります附属設備の修繕費の増、病院経営改善計画策定の実施等による委託料の増等によるものであります。

次に、減価償却費1億5,316万6,962円は、建物、医療機器等、有形固定資産の

減価償却費で、現金支出はありません。

資産減耗費 8 9 1 万 7, 3 0 6 円は、令和 2 年度に廃棄した医療機器の残存価格分を費用化したものであります。

研究研修費 3 6 6 万 2, 9 9 8 円は、医師及び看護師等の学会、研修会参加費用となります。

長期前払消費税償却 6 6 1 万 7 7 1 円は、控除対象外消費税を費用化したもので、現金支出はありません。

次に医業外費用になりますが、支払利息及び企業債取扱諸費 2, 3 7 0 万 6, 4 2 3 円は、企業債償還金のうち利息分となります。

雑損失 8, 4 4 8 万 6 1 9 円は、消費税整理に伴う費用で、前年度比 1, 2 3 6 万 2, 2 5 1 円の増は消費税の増税によるものであります。

看護師確保経費 8 4 0 万円は、看護師修学資金貸与者のうち返還免除分を費用化したもので、3 名分になります。

特別損失の過年度損益修正損は 2 3 万 8, 2 6 7 円で、前年度の 2 月・3 月分の診療報酬請求のうち、不適正診療等と判断され保険給付の対象とならなかった減点分等であります。

費用合計は 2 7 億 9, 1 4 9 万 8, 6 5 9 円となります。

以上が損益計算書の詳細説明であります。

7 ページにお戻りください。剰余金計算書となります。

下から 3 行目が当年度変動額でありまして、令和 2 年度に生じた純損失 1 億 7 8 1 万 3, 8 2 3 円を未処理欠損金に加えたものです。

8 ページをお開きください。欠損金処理計算書となります。

令和 2 年度は未処理欠損金の処理を行っておりませんので、処分額は 0 となります。

次に、貸借対照表の説明をいたします。9 ページから 1 1 ページまでが貸借対照表でありまして、令和 2 年度末現在において病院事業が保有します全ての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書となります。

表の見方ですが、一番左側から、款・項・目の科目の名称となっております。款は算用数字で、項は括弧書きで、目は片仮名となっております。

また、一番右側の金額は各款の合計額を、右側から 2 番目の金額は款のうち各項の合計額を、3 番目は各目の金額を記載しております。

まず資産の部ですが、1 款固定資産は、1 項有形固定資産、2 項無形固定資産、3 項投資その他の資産まで合わせまして 1 6 億 5 4 1 万 2, 3 9 9 円で、前年度比 6 1 万 2, 4 6 7 円の減であります。減の要因は、1 項有形固定資産の減価償却によるものであります。

2款流動資産のうち、1項現金預金は5億7,812万4,300円で、前年度比約3,289万円の減。2項未収金は3億5,721万156円で、前年度比約4,252万円の増となっております。3項貯蔵品は、薬品と診療材料の貯蔵分で2,911万6,762円です。

資産合計は25億6,986万3,617円となります。

次のページをお開きください。

負債の部ですが、3款固定負債1項企業債は7億9,880万213円。4款流動負債2項企業債は2億733万7,003円。これらの合計額10億613万7,216円が、年度末企業債未償還残高となります。

2項未払金1億7,265万4,181円は、令和2年度費用のうち、まだ支払いをしていないもので、一般会計で言うところの出納整理期間に支払う金額になります。

5款繰延収益は、固定資産取得の際に国県から補助を受けた額、及び一般会計から繰り入れされた額の残高でありまして26億7,650万9,997円になります。

次に資本の部ですが、6款資本金は1億6,060万6,294円。7款剰余金はマイナス15億5,345万5,047円となり、負債資本合計は、一番下の行になりますが、資産合計と同額の25億6,986万3,617円です。

以上で、病院事業の決算書類の説明とさせていただきます。

なお、12ページ以降は附属書類となっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上になります。

○議長（沼田邦彦） 提案理由の説明が終わりました。ここで、本案については監査委員の審査を受けておりますので、その報告を求めます。

瀧田晴夫代表監査委員。

○代表監査委員（瀧田晴夫） 監査委員の瀧田です。よろしくお願いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき組合長から審査に付された、南那須地区広域行政事務組合一般会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況について、私と議会選出の平塚監査委員が審査した結果を報告いたします。

なお、現在、栃木県が新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言発令中ですので、詳細は後ほどご確認いただくことといたしまして、私からは簡潔に報告したいと思いますのでご了承ください。

お手元の令和2年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書をご覧ください。

1ページです。1の審査の記述、2の審査の場所、3の審査の対象、4の審査の方法は記載のとおりです。

5の決算の概要です。(1)の決算規模です。歳入総額は22億9,870万8,567円。歳出総額22億4,844万6,896円。歳入総額から歳出総額を引いた形式収支額5,026万1,671円。翌年度に繰越すべき財源がありませんので、実質収支額も形式収支額と同額になります。なお、実質収支額のうち2,600万円を財政調整基金に積み立てています。

2ページです。(2)の歳入についてです。詳細は歳入の内訳の表をご覧ください。

予算現額22億9,320万円。収入済額は予算現額に対し100.2%の収入率。前年度と比べ5,761万8,432円、2.4%の減になっております。

収入済額の主なものは分担金及び負担金で、全体の93.2%を占めております。

減額の主な理由は、組合債、分担金及び負担金、国庫支出金の減が繰入金と使用料及び手数料の額を上回ったことによるものであります。

3ページをお願いいたします。(3)歳出についてです。詳細は歳出に係るアからウの表をご覧ください。

支出済額は予算現額に対し98.0%の執行率、前年と比べ7,697万8,777円、約3.3%の減となっております。

支出済額の主なものは衛生費、消防費で、全体の89.9%を占めております。

減額の主な理由は、消防施設整備の備品購入費や公債費、償還金の減によるものです。

4ページです。性質別歳出ですが、義務的経費としての人件費、主なものは職員給与費です。その他経費のうち補助等の主なものは、那須南病院に対する負担金及び補助金です。

6の財産に関する調整ですが、公有財産としての土地建物についてで、土地及び建物全て行政財産であり、前年度末からの変動はありません。

5ページです。7の基金の状況です。4つの基金があり、令和2年度末現在8億9,108万2,000円で、前年度に比べ7,268万1,000円の増です。それぞれ条例に基づき運用されており、保管方法は全て定期預金で保管されております。詳細は表をご覧ください。

8の組合債の状況です。令和2年度末の未償還額は1億8,261万1,938円で、前年度に比べ1億2,698万91円の減です。新たな借入れがなく、償還した結果です。

なお、償還額が減ったのは、前年度で斎場費償還が終了したことによるものです。

9の審査の結果及び意見です。組合長から審査に付された一般会計の歳入歳出決算について、審査した範囲の結果では適正かつ正確であり、予算の執行状況、事務処理について、おおむね適正に執行されていたと認めます。基金の運用状況についても、設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されていると思います。

南那須地区斎場についてです。

斎場につきましては供用開始から16年が経過していることから、引き続き施設全体の維持管理に努めてください。

また、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、ご遺族の理解が得られるような運営に努めてください。

保健衛生センターについてです。

ごみ収集施設については建設から31年、し尿処理施設については36年が経過していることから、延命には限界があると思います。新たな整備の加速化とともに、現施設についても適切な運営に努めてください。

6ページです。消防についてです。

災害が多発しているほか、新型コロナウイルス感染症の罹患者の搬送など新たな業務が加わり、常時緊張感を強いられる環境にあります。地域住民の安全安心を確保するというミッションに誇りを持って、引き続きよろしく願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各種講習会の中止される中、研修参加者の伝達講習の実施やオンライン講習の参加など、工夫を凝らした取組は評価されるべきと考えます。

財政運営についてです。

この組合の運営費の大部分は、構成自治体の負担で賄われております。構成自治体である那須烏山市、那珂川町は、今後さらなる人口減少が想定され、基本的収入である市町村税の増加は考えにくいところであります。

一方、ごみ処理施設やし尿処理施設の整備、さらには那須南病院の改修は必要不可欠であると思います。

このようなことから、今後とも費用対効果を意識し、事業の見直しや組織の合理化により効率的な運営をお願いいたします。

以上で、一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況に係る審査意見の報告を終了いたします。

続きまして、病院事業の決算について審査した結果を報告いたします。お手元の令和2年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算意見書をご覧ください。

1 ページです。1 の審査の期日、2 の審査の場所、3 の審査の対象、4 の審査の方法は記載のとおりです。

5 の業務の概要です。詳細は表をご覧ください。患者総数は10万6,120人で、前年度に比べ8,842人、約7.7%の減です。

入院・外来別に前年度と比較すると、入院が6.5%減、外来が8.5%減です。ベッドの利用状況である病床利用率は、一般病床は5.9ポイント減少、療養病床は3.6ポイント減少しました。

2 ページです。6 の予算の執行状況です。(1) の収益的収入及び支出です。

アの収益的収入は26億9,118万7,378円で、予算額に対し91%の収入率。イの収益的支出は予算額に対し94.6%の執行率になっております。

3 ページです。(2) の資本的収入及び支出です。

アの資本的収入は、予算額に対し92.2%の収入率。前年度と比較して8,214万3,667円の増収。主な原因は、補助金と企業債の発行増によるものです。

イの資本的支出は、予算額に対し92.7%の執行率。前年度と比較して6,987万7,399円の増加です。主な原因は、高額医療機器の購入増、井戸整備、空調設備改修工事設計業務の実施です。

ウの財源補填についてです。資本的収入が資本的支出に不足した8,273万2,609円については、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。その結果、内部留保資金残高は7億5,181万4,566円となりました。

4 ページです。(3) の一般会計からの繰入状況です。

他会計負担金及び他会計補助金として、一般会計からの繰入金は、収益的収入、資本的収入合計で5億7,592万6,000円です。このうち、構成市町の負担額は5億6,596万3,000円、98.3%になっております。うち2億1,269万9,000円は地方交付税で措置されますので、実質的負担額は3億5,326万4,000円となります。

(4) の企業債の状況は記載のとおりです。

5 ページです。7 の損益計算書です。(1) 収入です。収益合計は26億8,368万4,836円で、前年度と比較して4,777万3,411円、1.8%の増です。主な要因は、コロナ関連補助金の増がコロナによる医業収益の減を上回ったことによるものです。

6 ページです。(2) の支出です。費用合計は27億9,149万8,659円で、前年度と比較して24万9,594円増で、ほぼ同額かなと思います。主な要因は、経費及び雑損失の増を看護師等の退職による給与減が相殺した形です。

7 ページです。(3) の損益収支です。損益収支は1億781万3,823円の純損失で

す。年度末の未処理欠損金は、前年度末繰越欠損金14億5,064万1,224円を加算した15億5,845万5,047円となります。

(4)の経常収支比率、(5)の医業収支比率は、共に病院の収益性を見る代表的な指標です。共に100%を切っており、厳しい状況です。詳細は表及び記述をご覧ください。

8ページです。貸借対照表です。

資産です。資産総額25億6,986万3,617円で、前年度と比較して1,031万7,703円増。内訳を見ますと、固定資産が16億541万2,399円、流動資産が9億6,445万1,218円です。

9ページです。(2)の負債です。負債総額は39億6,271万2,370円で、前年度と比較して1億1,813万1,526円増加しております。内訳を見ますと、固定負債が7億9,880万213円、流動負債が4億8,740万2,160円。繰延収益が26億7,650万9,997円です。

(3)の資本です。資本総額はマイナス13億9,284万8,753円で、前年度と比較して1億781万3,823円減少しております。

資本金が1億6,060万6,294円。剰余金、これは欠損金になりますが15億5,345万5,047円。

10ページ、9のキャッシュフローです。キャッシュフロー計算書は、1事業年度における資金(現金預金)の流れを表示したものです。

業務活動プラスは本業の業績がおおむね良好で、財務活動及び投資活動マイナスは有利子負債残高を減らしつつ、建設・改良に係る投資も実施していると評価され、比較的良質な経営とされるパターンです。

業務活動によるキャッシュフローから財務活動によるキャッシュフローまでを加減した結果、資金減少額3,289万4,884円が算出されます。これに資金期首残高6億1,101万9,184円を加算した資金期末残高5億7,812万4,300円は、この資料の8ページの流動資産の現金預金と一致いたします。

11ページをご覧ください。10の審査の結果及び意見です。

審査に付された計算書類は、実施した審査の範囲内において、計数は正確で会計事務はおおむね適正に処理されていたと認めます。

次に、今年度の決算審査の中から3点、検討いただきたい事項がございます。

まず、新型コロナウイルス感染対策についてです。

新型コロナウイルス感染症が急増する中、患者受入れ病床の確保や、ドライブスルー方式のPCR検査の実施、発熱外来、診療体制の整備は評価に値するところでございます。

ワクチン接種を希望する高齢者の接種が完了し、65歳未満の希望者への接種が進められていることや、治療薬の承認など一部に光明も見えるところではありますが、先行き不透明な部分も多いので、引き続き診療体制の整備及び受入れ病床の確保をお願いいたします。

続きまして、医療スタッフの確保についてです。

毎年同じ要望で恐縮なのですが、医療の質の向上や病院経営の安定化のためには、医師をはじめとする医療スタッフの確保が大きく影響することは収支状況が示すとおりです。

当面のスタッフ確保に尽力されるとともに、将来のスタッフ確保として現在取り組んでいる職業体験イベントなどの充実をお願いいたします。

最後ですが、大規模改修等についてです。

病院施設は、平成元年度竣工の2階建屋と、平成7年竣工の5階建屋から成っており、それぞれ31年、25年が経過しております。

現在、令和元年度に策定した那須南病院大規模改修基礎調査等報告書に基づき、令和3年度は空調設備改修工事を実施する予定であります。今後とも、将来を見据え、適時適切な見直しをの検討をお願いいたします。

24時間365日、救急医療をはじめとする地域医療の確保のためご苦勞されていることと思いますが、地域の公的医療機関としてのミッションに誇りを持って、引き続きよろしくをお願いいたします。

私の報告は以上です。ありがとうございました。

○議長（沼田邦彦） 審議の途中でございますが、ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

【休憩】（午後12時02分）

【再開】（午後 1時00分）

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。休憩前に引き続き、質疑に入りたいと思います。質疑に当たっては、会計名及びページ数をお示しください。質疑はありますか。

1番、渋井議員。

○1番（渋井由放） この南那須地区広域行政事務組合の病院事業決算書から質問させていただきたいと思っております。ページでいうと9ページになります。

9ページの（1）のトというところがございまして、ここに建設仮勘定というものが出

ております。この建設仮勘定はどのようなものなのかご説明いただければと思います。

続いて20ページになります。上から7番目、114万8,400、浄化槽・人工透析処理施設維持管理業務ということで、これは下水道法によりますと、下水道を整備して速やかにとか遅滞なく、汲み取りの場合は3年以内にとりうに書いてあるので、当然、遅滞なく速やかにといったって3年以内に接続しなくてはならないということでございます。

私が監査をやったときに、そういうことがございますよというような話をさせてもらっております。その時のお答えが、今いろいろ設備その他大規模改修を考えているので、その折につなぎますからというような話でございました。

今回の大規模改修は、「飛んで6万円疑惑」と鳥山のほうでは言われていますが、浄化槽につなぎのかつながないのか。つなぎのないのだったらなぜつなぎのないのだと。監査できちんとお話したことができないというのは、全然箸にも棒にもかからないということになるのではないのかなと、私はそのように考えております。

あともう1つ、監査で指摘したのは、医療機器の更新ということでございます。医療機器を更新するには、契約上、処分費と、処分をして新しい物を更新して幾らだという契約をするのだと言っておりますが、まず処分する医療機器は、廃棄物としては一体どういうものなのだと。産業廃棄物なのか、それとも一般廃棄物なのか。産業廃棄物だとすれば、マニフェストを出してきちんと最後まで処理を確認するのが法令上当り前のことなんだといったら、ちょっと聞いたら、前と同じようにやっていますと。

だから、監査で言ったってやらないと、そういう体質がおかしいんじゃないのかなと。聞けばそれでいいやというような体質、代表監査委員がいろいろ、今、監査でこういうふうなことをやって、こういうふうにやりましたよということでしたが、やはり、指摘まではしないけれど、こういうのは気をつけてねといったようなことを、果たしてどういうふうに組合長は考えているのか。組合長まで行かなかつたらば、職員の皆様はそういう話を聞いたらば組合長に伝えるとか、そういうふうにする組織じゃないと、発展もできなければ何もできないんじゃないのと、こういうふうに思います。その辺のところも併せて答弁をお願いします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） ただ今3点ほど渋井議員のほうからあつた件ですが、まず9ページの建設仮勘定の件でございます。こちらにつきましては本年度、空調設備事業を実

施するということなのですが、こちらの委託料を計上しております。

意見いただきました2件目、3件目につきましては、今、渋井議員がおっしゃったとおりでございます。現在、まず2件目の下水道のほうについては、まだ下水道へ接続のほうはされていない状況でございます。

併せまして、医療機器の更新に伴う処分費についても、現在、仕様書のほうでは、処分まで含めてお願いしますということであって、処分費用とかマニフェストの提出を求めるとかはしていない状況が現実でございます。

ですので今後、そちらのほうは意見として十分にいただきまして、検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 1番、渋井議員。

○1番（渋井由放） マニフェストは業者が持ってきてやるんじゃないんですよ。当然ご存じだと思いますが、病院のほうでマニフェストをつくって、「はい、これ処分をお願いしますね」と、こういうふうにするわけですから、まず業者の人間がやってくれるんだというようなことで、ごみを扱っている広域行政としては論外だというふうに私は思うのだけれど、皆さんはわかりませんよ、そういうことです。

あと、じゃあ組合長にお話ししますが、下水道無法地帯の那須烏山、4割以下の接続ということ。みんなにお願いをしているわけです。自らつながないと。私だって、お金がかかるのはわかるから目をつぶっていますよ。大規模改修をやる時にうまくやりますよと言って、空調では下水につながらないと、こういうような感じがします。空調が安く出来上がったので、飛んで6万円でびったり、随分余ったと思うんです。そこらでこれをつなぐと、こういうような考えはございますか。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 今言われて即決というわけではないですけど、確かに下水道のことを市民に呼びかけておりますので、そういうことも鑑みて、私のほうでも検討させていただき、速やかに対応できるように対処していきたいと思っております。

また、医療機器の更新のマニュアル、これは速やかにすべきことだと思いますので、その辺も病院と調整させていただきたいと思えます。廃棄物は全部マニフェストをつくっ

て対応していることなので、大きな廃棄物になりますので、その辺の対応もさせていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。本当に失礼いたしました。

○議長（沼田邦彦） 1番、渋井議員。

○1番（渋井由放） 3回で終わりかな。

○議長（沼田邦彦） 3回です。

○1番（渋井由放） はい。下水道のほうは下水道法という法律があつての話なので、罰則はないから構わないというレベルではないんです。市民の皆さんにお願いをするという。多少は目をつぶるのもしょうがないと。いろいろやるときに。というのはわかりますけれど、私の勘違いだったんだと思うんです、その時。設備をしっかり直すので、その時にやりますよという話を、記憶です、メモに、どこにあるんだと言われてもないですが、それはきちんとお話を、病院決算をやっていたときに言っていたんです。

空調を先にやって下水をつながないというのは言語道断で、法令違反が当たり前というような形ではまずいと思うので、できるだけ速やかにやっていただきたいというふうに思います。やるということが当たり前のことなので、そこについてはしっかり考えていただきたい。

あんまり責めるのも何なので、答弁は結構ですので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑ございませんか。

2番、中山議員。

○2番（中山五男） それでは何点か質問させていただきます。まず主要施策の成果、この中から質問をさせていただきます。

6ページを開きますと、ここに衛生センター候補地の業務委託で110万ほど払ったという結果が出ております。これは当時から私は知っていますが、この業務委託でつくった資料が、実際にその内容が現実的に欠けていて、これはもう無意味だったんじゃないかと私は思っているんです。

というのは、あの時も私は指摘しましたが、敷地の造成のためによそから盛土を4万2,

000㎡も運搬する、そして造成すると、そのような報告になっていますよね。全くもう、これはなっていない。こういう業者に委託したこと自体が間違っているんじゃないかと思えます。まず、この点をどう今考えているかお伺いします。

次に、同じ主要施策の成果からですが、16ページにし尿処理と、次のページにごみ処理施設、共にこれは順調に稼働していると記載をされています。毎年毎年修理はしているのですが、修理をすれば当分の間は利用可能だという理解をしてよろしいのかどうかお伺いしたいと思います。

次に20ページに資源ごみの関係があります。ここに、衣類の搬入が257トン、端数はありますがトン単位でございますよ、衣類の関係が257トン、そのうち売払いが17トンです。

ところが、布団類の処分が295トンあるわけなのですが、この差引きがぐんと増えているわけです。この内容の説明をお願いしたいと思います。

これは去年もおととしも私は申し上げたのですが、布団類の処分に1,298万6,000円、およそ1,300万円も要しているわけですよね。これは広域のほうで裁断をして自己処理できないのか。全くもったいないんじゃないのかなという考えをしています。なぜできないのか、再度お伺いしたいと思います。

次に34ページ、これは病院関係ですが、ここに入院患者数が記載されております。これを見ますと、内科の患者のみ、対前年で人数が少ないんです。なぜ内科だけが減ってしまったのか、このことについてお伺いいたします。

それと、同じく病院関係で40ページを見ますと、外来患者が6万3,601人とあります。この外来患者のための診察日数というのは何日だったのか、この日数についてお伺いしたいと思います。

あと、一般会計の決算書のほうですが、前に出しておいた一、二点はわかりました。ごみ手数料分が1,300万増えたのは、手数料を引き上げた、だから料金が上がったというのはわかりました。

それと、一般廃棄物の処分手数料194万8,000円、この収入は那須広域のほうからのごみをここで処分してあげた手数料ということがわかりました。

それともう一つ、10ページに、PCR検査の協力負担金7万8,000円がありますね。先ほどの説明ですと、この広域の職員もPCRの検査関係で大いに手伝ったと。その関係の、人件費ですか、その分を7万8,000円頂いたというのですが、これは病院の関係の職員とは違ったんですか。もし病院の関係の職員が出向いたとするならば、病院関係のほうの収入にするべきではないかなと思って質問の1項目に入れたわけでありませう。

次に18ページ、ちょっと私、この文言の意味がわからないのですが、し尿処理費のうち委託料、定期改修工事支援業務委託料とありますね。支援業務とは一体どういうことだったのでしょうか。どこか支援してやったんですか。それで127万6,000円かかったということなのか。

それと20ページですが、ごみ処理費。これは需用費の中で修繕料が1,268万。これは工事請負費の支出ではないかなという気がするんです。私、前にも指摘したことがあるのですが、なぜ需用費に上げておくのか。当然、業者をお願いして、この工事、修繕をしたのでしょから、工事請負費ではないかと思います。なぜ依然として需用費で計上しているのか、お伺いをしたいと思います。

26ページです。このことも私は前に指摘したのですが、消防庁舎のエレベーターです。点検料が令和2年度も53万4,000円要しています。これは平成26年に設置以来、もう8年間で約400万ほど、このエレベーターの保守点検料というのを払っているわけなのですが、これは、取り外せとまでは言いませんが、中止できないのかどうか。それと、実際に今、何人ぐらい利用しているのか、利用状況についてお伺いをしたいと思います。

同じく26ページですが、消防費のほう、栃木北東地区の通信指令事務費、令和2年度は4,973万8,000円。これは毎年増額になっているんです。記録見ますと平成29年の頃は2,670万円ということで済んでいましたが、年々増えましてこうなってくるのですが、これからもこれは増えることになるのか、お伺いをしたいと思います。

それと、病院会計のほうで3点ほどお伺いしたいと思います。

まず16ページ、病院の井戸を掘りましたね。結局使い物にならなかった。しかし、途中でやめさせても783万2,000円ほどかかってしまったというのですが、この井戸の何か利用方法というのは、今、考えついているのでしょうか。そのままになっているのかお伺いをしたいと思います。

それと、21ページを見ますと、24件ほど重要契約と名乗っています中で、24件で合わせますと2億3,963万6,000円ということがありますが、これが契約に至るまでの手順が、どのような方法で契約に至っているのか。それと、適正な単価の算出方法ですね、これはどんな方法で算出をし、業者に任せているのかをお伺いしたいと思います。

最後にもう1件申し上げたいと思います。病院で処方する薬のうち、ジェネリック医薬品、すなわち後発医薬品のことでお伺いをしたいと思います。

那須烏山市では、医療費の縮減を図るために、保険者宛に、できる限り安価なジェネリック医薬品を使うようお願いをしているわけです。

しかし、先発薬にするか後発薬にするか、この判断というのは医師が書く処方箋で決ま

と思うんです。そこで、那須南病院ではどのように判断をされているのか。

それと、先ほどお渡ししました新聞を見てわかるとおり、ジェネリックの医薬品が最近不足ぎみだということなんです。そういう報道を聞いて、ちょっと私もびっくりしたのですが、そういった影響が病院の現場で表れているのかどうかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小口正一） 今、中山議員からご質問がありまして、総務課のほうでのPCR検査の7万8,000円につきましては病院会計の収入ではないかというご質問に対してでございます。

この件に関しましては、塩谷・南那須PCR検査センターの設置に伴いまして、このセンター、大桶にあります事務所の職員が感染症の検査をする際に従事した、いわゆる防疫手当というものに関して、歳入として受けたものでございますので、一般会計で受け入れて、職員の特種勤務手当に充てるということでの整理としてございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） それでは、保健衛生センターに係るものをお答えさせていただきます。主要施策の成果のほうから説明させていただきます。

まず建設候補地等概略造成検討業務委託の件であります。こちらはごみ処理施設候補地について検討する中で、費用についての検討をするようにという意見がございました。成果については、その比較ができておりますので、問題ないと考えております。

続きまして16ページ、し尿処理・ごみ処理修理すれば当面でそのように使えるかというようなご質問だったかと思いますが、機器類は修繕すれば当面使用していくことは可能であります。しかし、年々修繕箇所は増え、費用もかかることが懸念されております。

ごみ処理施設は平成22年度に15億円をかけて基幹改良工事を実施し、し尿処理施設においても平成25年度に7億円をかけて基幹改良工事を実施しております。

現在、新施設建設の事務を進めているところではあります。用地が決定していないことなどから、令和9年度の稼働計画に遅れが生じております。今後何らかの理由で施設の

不具合等が発生し、業務が停止することなどが懸念されております。

続きまして20ページ、衣類の関係ですが、257トン は衣類の搬入量になります。こちらは保健衛生センターで受け入れた量です。売払い17トンにつきましては、昨年度4月まで、衣類は売払いができておりました。そちらの数量になります。

布団類の処分295トンは、布団類の中間処理業者に処理委託している数量になります。5月以降は衣類も布団と同じ業者に出し、処分をしている状況でございます。

布団類を裁断し、焼却施設のほうで処理できないかということなのですが、ごみ処理施設につきましては流動床式焼却炉のため、炉に入れるごみは、細かい状態にしないと処理することができません。現在の当施設の破砕機では、布類は処理できないような状況でございます。

続きまして、決算書18ページ、し尿処理施設の定期改修工事支援業務委託についてですが、こちらについては工事に係る仕様書であるとか、設計書類の精査確認や、工事の施工管理を全国都市清掃会議に委託しているものになります。こちらには専門的な職員がおりまして、比較、指摘等をしていただいている状況でございます。

20ページ、ごみ処理費の需用費の修繕料ですが、こちらの支出は全てで40件の合計費用でございます。内容は、突発的な修繕を含め維持修繕的なものであります。主なものはガス冷却のルーツブロワの緊急修繕であるとか、あと井戸用水に係るプラントの用水配管緊急修繕等がございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） 消防に係ることについて説明させていただきます。

まず庁舎のエレベーターについてです。これは主に高齢者や障害者等に配慮して、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」での市町の責務となっているため、建設当時に慎重審議と議会のご承認をいただき設置したものです。

利用状況ですが、救命講習をはじめとする住民の参加する各種講習会、また小学生や特別支援学校生徒、園児などの庁舎の見学などのほか、会議等の参加者や健康診断などでの機材の搬入などに利用されています。

高齢者や障害者などの共生社会実現に必要な設備と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2番目に、通信指令協議会の負担金についてですけれども、これは内訳ですが、大別す

ると、当初の建設や設備に関わる工材費と毎年の運営経費に大別されます。金額が変わる部分はほぼ運営経費のほうにあります。

増額の主な理由としましては、主要構成部であるコンピューター装置、主にサーバーと呼ばれる部分ですね、これの保守期間が5年間なため、令和2年度に部分的な更新が必要となり、更新には多額の費用がかかるため、平成30年度から構成団体全体で年間3,000万円の基金の積立てを行いました。令和2年は機器の更新があるため、かなり増額となっております。

逆に、5年の部分更新で同時に更新する予定であった機器を、次年度以降に先送りするなどして、経費の削減にも努めております。

指令システムは24時間365日休みなく稼働し、休止することはできない重要機器となりますので、ご理解いただきたいと思います。

ちなみに令和3年度、今年度ですね、予算額は3,752万4,000円となっておりますので、令和2年度よりは低い額となっております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） では私のほうから、病院に係るもの3点をお答えさせていただきます。まず主要施策の成果の40ページでございます。診療日数についてでございますが、診療日数は各科により休診日がございます、平日毎日診療しております内科・外科においては年間243日。週1日、毎水曜日に診療しております皮膚科においては年間50日の実績となっております。

続きまして、決算書16ページの病院会計決算の井戸整備工事の利用方策についてご説明申し上げます。

井戸整備に係る経過につきましては、本年3月25日に開催されました議員懇談会で報告させていただいたところであり、重複してしまうところもありますが、今回掘削しました井戸につきましては、水道経費の削減、及び令和元年台風19号により市水道施設からの給水が停止したことにより、災害等が発生した場合の院内への水の供給を図れるよう整備工事を実施したものでありますが、水質検査の結果、残念ながら基準値を超える項目及び濁りがあり、結果として、給水として利用できない状況となっております。

井戸掘削深は10.5メートル、直径55センチ、埋め戻しはせず深さ10メートル、直径40センチの鋼管を設置し、地表にはマンホールを敷設している状況であります。

今後の利用方策につきましては、病院のリニューアル方針が決まった時点で検討する所存でございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

次に、20ページの重要契約の要旨の契約に至るまでの経緯についてご説明いたします。20ページの表をご覧ください。

契約内容の欄で、上下に同じ名称が記載されているものは同一の業務となっております。こちらは、契約を公募型プロポーザル方式により発注するに当たり、契約事務に時間を要しますので、上半期はそれまでの契約会社と随意契約により契約し、その期間に契約事務を行い、下半期から長期継続契約を行ったものであります。なお、中央監視業務においても公募型プロポーザル方式にて発注しております。

次に、中段にあります病理組織診断業務、臨床検査業務につきましては、特異な業務でありまして、以前から当院にて業務を委託し、当院のデータを蓄積しております業者との一者随意契約となっております。

また、各機器保守業務におきましても、機器の性質を熟知し、補償等の関係もあり、納入業者のみしか対応できませんので、こちらも一者随意契約となっております。

その他業務につきましては、原則条件付一般競争入札で実施しているところでございます。

なお、適正価格の算出につきましては、業務の性質上、設計歩掛がなく積算が困難でありますので、直前まで業務をしていた業者から参考見積りを徴しまして、それを職員が、これまでの経験から精査しまして、価格の設定を行っているところでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 病院長。

○病院長（宮澤保春） まず、主要施策の成果34ページの、内科が研修をしたということについてご説明をいたします。

まさにこのコロナ禍において、コロナの対応しているのは内科でございまして、特に外来におきましては、午後の外来を発熱外来を中心に変えたということで、一般患者さんの減少。また、内科病棟の一部をコロナ病床に割きましたので、一般入院患者さんが減少と。そういったことで、コロナ対応に伴う減少というふうに捉えています。

2つ目の後発医薬品についてですけれども、後発医薬品にするかどうかの判断は、基本的には各医師の裁量に任せております。ただ、国の施策としましてジェネリックを推進するということですので、発行された処方箋に、特別に主治医が署名をしてチェックを入れな

いと先発品にならない。発行しただけでは後発品が全て可能になるという処方箋のシステムになっておりますので、実数はちょっと今、手元にありませんけれども、ほとんどの場合はジェネリック可で処方箋が発行されているのではないかなと想像いたします。

ただ一部、特に皮膚科の外用薬であるとか、眼科の点眼薬とかは、同じ成分であっても基剤となるものが異なったりしますので、それは専門的な見地から、やはり先発品が望ましいということで処方箋を対処される先生もおられるかなと認識しております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 2番、中山議員。

○2番（中山五男） 一通りご答弁はいただいたのですが、どうも理解できない部分がありました。

まず、一番最初の衛生センター候補地の委託料の関係です。これは、所長はこの4月から今の職に就いていますから、この業務委託のことについてはあまり理解していないかもしれませんが、先ほど言ったように、造成するのによそから4万2,000立米もの土を運んできて敷地を造るなんて、そんなことあり得ないです。あそこは山ですから、敷地の高さを低くすればプラマイゼロにできるわけですから、あの1つを考えても、あと何点かありますが、これ1つを考えても全く無駄な投資ではなかったかと私は思っているわけであります。

次にし尿処理の関係ですが、そうしますと、修理をしながら使えば当分使えるということなのですが、これは所長もご存じのとおり、まだ衛生センターの候補地も決まらない、果たしてこれから位置が決まって造成をして建物が完成するまでに何年かかるかわからないのですが、修理をしながら、これから5年10年は使えるんだと、そう理解してよろしいのか、再度このことについてお伺いしたいと思います。

それと衣類関係ですが、この中に書いてあるように、搬入が257トンでそこから17トンだけ売ったんですね。そうすると、差し引き240トンぐらいになるはずなんですが、布団類のほうは295トンと言うんですね。この295トンと、さっきの衣類の差し引きの240トンとの関係というのはどうなのか。これは全く別のものなのかどうかについて、お伺いをしたいと思います。

それに、布団の裁断機もないから燃やせないというのですから、裁断機を購入して、これは私は幾らかかるかわかりませんが、これは自己処理できないのかということなんです。できないの、これ？

何で裁断機を購入できないのか、私はその費用が幾らかかるかわかりませんが、その辺のところを最初に計算した上で業者へ委託しているのか、このことについて再度お伺いをしたいと思います。

病院関係のことはわかりました。PCR検査もわかりました。

あと、消防庁舎のエレベーターです。今の状況ですが、小学生とか見学に来た子供たちが乗っているというのですが、2階ぐらいは歩かせたって全然問題ないんじゃないですか。那須烏山市の庁舎は3階まであり、エレベーターはないですよ。

にもかかわらず、消防庁舎は何で2階までエレベーターを使わなくちゃならないのか。ここが理解できません。中止できるのなら中止して、点検料も節約すべきではないかと思っています。もう一回答弁いただけますか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） それでは、中山議員の再度の質問に対してお答えさせていただきます。

主要施策の16ページから、し尿の問題からでよろしかったでしょうか。

先ほども答弁させていただいたように、機器は修繕すれば使用することは可能です。ただし、何年間という保証は、この修繕の中ではお約束できない状況です。

基幹改良工事をやると、通常であれば10年とか15年というような数字はできるのですが、その都度の修繕でやると何年もたせられるかということは、情報的には出せない状況であります。

あと、衣類の関係ですが、こちらはストックヤードに保留されている衣類のほうも搬出で出しておりますので、受け入れたトン数の差引きで成り立つものではなく、ストックしているものも搬出しているもので、処理量のほうが多くなっている次第であります。

布団の裁断の件ですが、やはりごみ処理ですと、流れでごみ処理を行っているので、途中に例えば裁断機を設置するというようなことは想定しておりません。ですので、なかなか議員のおっしゃるような方法でできていないのが現状でございます。必要であれば、どんな形でできるかというのを検討していくことは可能であります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 消防長。

○消防長（車和則） 先ほどのエレベーターの件でございますが、エレベーターを導入した、設置した大本の理由といたしましては、避難所としての機能を果たすということでございます。

避難所に実際に来られる方は、避難行動要支援者の足の不自由な方、目の不自由な方、知的障害の方、そのほか高齢者、乳幼児等々、その方が消防署の2階へ避難をしていただく、そういった設定の下に最初に設置をされております。

付け加えまして、多目的のトイレは1階にしかございません。2階は狭い一般のトイレでございますので、そこでやっぱり介助が必要ということ、その辺をご理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 2番、中山議員。

○2番（中山五男） 消防長、このエレベーターですが、止めることはできないの？

止めることができないのかと言っているんですよ、私は。もう作っちゃったんだから、あれを解体しろとは言っていないですよ。

繰り返しますが、南那須庁舎は3階までですよ。みんな自分の足で歩けます。それで、災害の避難所にもなっていると言いますが、それは2階まで歩けないような人が何人来るかわかりませんが、その時は消防の署員の方がおんぶして2階まで上げたっていいんじゃないですか。20人も30人も来るわけじゃないですよ。

あればそれに越したことはないかもしれませんが、さっき言ったように、既に400万も無駄な金を払っているんですよ。これを考えると、やはりこれからは節約を考えるべきではないかと思ひまして、私は質問したわけであります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 答弁はよろしいですか。

○2番（中山五男） いいです。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦）　これで質疑を終わりにいたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

認定第1号　令和2年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦）　異議なしと認めます。よって、認定第1号　令和2年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして認定第2号　令和2年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦）　異議なしと認めます。よって、認定第2号　令和2年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を13時50分といたします。

【休憩】（午後1時41分）

【再開】（午後1時50分）

◎日程第10　一般質問

○議長（沼田邦彦）　再開いたします。日程第10　一般質問を行います。

一般質問の時間は質問・答弁を合わせて40分です。残り5分になりましたらベルを鳴らします。また、40分を超えた場合は制止いたしますのでご了承願います。

通告に基づき、1番、渋井由放議員の発言を許します。

1番、渋井由放議員。

[1番 渋井由放議員 登壇]

○1番（渋井由放） 皆さん、こんにちは。1番、渋井由放です。ただ今沼田議長より発言の許しをいただきました。通常は1時間ということですが、新型コロナ対策ということで40分と。非常に広い部屋が向こうにあるにもかかわらず、わざわざこういう狭い部屋に入れて20分短くするというに非常に疑問を感じておりますが、今後はそういうことがないように、しっかりと対応いただければなど、こういうふうに思います。

本日の質問は3点でございます。1点目は、台風19号による対応について。

衛生センターは、台風19号により被災をいたしました。台風発生からその後の対応、復旧までを検証して、対応マニュアル等をつくるなど、今後に生かすべき策を取るべきと私は考えております。組合長の考えを伺うものであります。

続いて2番は、消防本部の水害対応について。

江川の浸水リスク想定図が公表されました。消防本部は0.5から3メートル浸水するというになっております。事前に対応マニュアル等を作成すべきと考えております。

また、緊急発電装置というのでしょうか、自家発電装置というのでしょうか、あとは無線などの機器類、これは現状で大丈夫なのか。どういうふうか対応しなきゃいけないのではないかと思いますので、その辺についてお伺いをいたします。

続いて3番は、焼却残渣の処理についてでございます。

塩谷広域は、平成30年度から焼却残渣の一部を県内の産業廃棄物中間処理施設に搬出し処理しております。処理費用は少し安く抑えられるとのことでした。

当組合も、いろいろな障害はあるかとは思いますが、これについてしっかりと対応すべきであると。対応するとどうも安くなりそうだと、こんなことがございますので、その対応について組合長の考えを伺うものであります。

以上で3点の質問を、自席に戻って行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） では、渋井議員の質問にお答えいたします。1点目のご質問でありますが、台風19号による対応についてお答えいたします。

渋井議員おっしゃるとおり、令和元年10月の台風19号で、保健衛生センターが被災したところであります。被災後の対応といたしましては、令和2年4月に、保健衛生センターにおきまして、台風第19号の被災経験を踏まえ、洪水時において当該施設の浸水防止策を講ずることを目的とした浸水防止等計画を策定し、有事の際に備えているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

続いて、2点目のご質問であります消防本部の水害対応についてお答えいたします。

令和3年5月31日に県が浸水リスク想定図を公表しましたが、その想定図によると、江川の左岸側にある那須烏山消防署、武茂川の右岸側にある那珂川町消防署が共に浸水想定0.5メートルから3.0メートル未満の区域に該当しております。

この想定図は、おおむね千年に一度とされる最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合を想定しておりますが、消防では一昨年の台風第19号災害を機に、消防庁舎周辺の洪水における具体的な浸水対策として、両署それぞれに水防行動計画を昨年7月に策定したところであります。

また、庁舎附帯設備等の自家発電設備や防災ネットワークシステム、通信機器といった容易に移動できないものについては、庁舎の構造や敷地の状況、さらには対策工事等などの経費について、那須烏山市や那珂川町とも協議の上、今後慎重に計画を立てる必要があると考えているので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

続いて、3点目のご質問であります焼却残渣の処理についてにお答えいたします。

衛生センターの焼却炉の処理方法は流動床式でございまして、砂が入った焼却炉の下から空気を吹き込み、砂は沸騰したお湯のように踊り出し、この状態の砂を熱し、その中にごみを投入して燃焼させる方式であり、飛灰の量が多く、主灰の量があまり出ないタイプの焼却炉であります。

塩谷広域の焼却炉はストーカ方式を採用しており、飛灰の量が少なく、比較的多く出る主灰の一部を、日光市にあります渡辺産業株式会社に、盛土材・路盤材の材料として、費用を負担し処理していると確認しております。

本組合においては、現在の焼却炉の処理方法で、塩谷広域と同様の処理・処分が可能なのか、今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 渋井議員。

○1番（渋井由放） 答弁ありがとうございます。まず、台風19号への対応についてということで、私がなぜこれを挙げたかといいますと、私がこの広域議会に参りましたときに、浸水想定区域になりました。それで、その対応をしっかりとやっておく対策が必要であろうというふうな一般質問をさせていただきました。

その時に言われた言葉は、台風は1週間前にわかりますから大丈夫ですよということでした。それで、台風が過ぎて、私と同僚の中山議員が次の日に行ったら、やったのだとは思いますが、まず、言い方がいいかわかりませんが、瓶は浮くので、瓶は散乱する。ピットに水が入って、その水は水中ポンプに入れて川へ流す。水質の防止法に違反するだろうなと思いましたが、その後の話によると、自分の汚水場のほうへ入れたんだというふうに聞いております。

それで、何を言わんとしているかという、現時点で何時に集合して、どういう対策を取ってというのをしっかりと示してもらって、こういう問題がその時発生していたんだというのを、私は広域議員じゃなかったの、周りの議員さんに説明を聞きましたか、と言ったら、聞いたような聞かないような、というような話だったものですから、そういう、まず検証、検証して、こういうふうなことだったと。こういうことをやったんだと。それがよかったんだか悪かったんだかという、その検証をした書類というものはあるのでしょうか。

あるとすれば、どういうところへアクセスすれば見られるのか。この点についてお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） それでは、渋井議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

まず注意体制ですが、注意体制については洪水注意報が発表された時点から、当然、集合とかそういう行動に移すことになっております。

それから、検証の書類ですが、そちらについてはセンターのほうに確認していきたいと思っております。私自身、申し訳ございません、確認ができていない状況ですので、その点については今後確認させていただきたいと思っております。

公文書になれば開示の手続等が必要になるかと思っております。その辺についても総務課と検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 1 番、渋井議員。

○1 番（渋井由放） まず、どういうふうな事態だったのかというのをしっかり検証して、つかんで、そして、もちろん検証したからこそ、その対応、対策ができたのだろうというふうに思いますが、やはりそういうのはできるだけ公開をしてやってもらう。

那須烏山市の場合は、そういう検証をしたんだかしないんだかよくわからないので、結局ここにいる平塚委員長を筆頭に対策委員会をやって、こうだったああだったと言っているいろいろな書類を作り上げているんです。執行部がやらないものだから議会がやったと、こういうような形でございます。

そういうのをやって、きちんと公表して、そしてそれをしっかり分析してやる。千年に一度かもしれません。たまたまぶつかったということはあるかもしませんが、少なくとも瓶の散乱とか、そういうのは早めに移動させるとか、何かそういう対策は取れたんじゃないのかなと思いますが、口で言ったようにはいかないと、こういうふうにもちろん思いますけれども、それを糧に、次来たら大丈夫だよというような形が、浸水防止対策というのでできていて、今度は大丈夫ということですねというのを再度確認したいと思います。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） それでは、渋井議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

先ほど、被害状況を、渋井議員も現地を確認されて把握されてというような発言がありました。浸水箇所等は特定できておりますので、今回、施設内への浸水がないような形で対策を取るとような計画になっております。

そのほか、瓶とかペットボトル類についても流出しないような、そういう措置を取るとようなことで計画のほうに記されておりますので、今後は、これから台風の近づくシーズンになってまいりますので、計画を基に対策を取っていききたいと思います。

昨年度は、その計画を基に二度ほど実施をしております。その中では特に問題はなかったというような話は聞いておりますので、それを生かし、今年度ももしそういう有事があった際には、こちらの計画をもとに今後もしていきたいと考えます。

○議長（沼田邦彦） 1 番、渋井議員。

○1 番（渋井由放） 具体的に言うと、どういう施策を講じるのでしょうか。例えばピットに水が入らないようにするには土のうを積むとか、あとはフェンスをかけるというような、具体的に、もう策ができていなければということなのだと思うんですけども、その件。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 具体的な施策ということで、こちらは、ブルーシートであるとか鉄パイプ、あとは布団、あと現地にあるCプレス等を使いまして、入り口と内部からということで、浸水しないようなものをつくるというような対策になっております。

○議長（沼田邦彦） 1 番、渋井議員。

○1 番（渋井由放） 職員の皆様がやるんですか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） はい。職員で対応することになります。

○議長（沼田邦彦） 1 番、渋井議員。

○1 番（渋井由放） 職員の皆様もお忙しい中やると思うので、もちろん、布団があったりブルーシートがあったり、そういうようなこととは思うのですが、逆に言うと結構力があるのかなというふうに思われるんです。

上流から下流へ向かって流れたりするわけですけど、その水圧や相当なものだと。上流側の壁の辺りは、布団とブルーシートだけで抑えられるのかなと。私はもともとは建設屋ですけど、今は違うんですけど、ちょっとした土のう袋だって、濁流で、とてもとても、流されちゃうと思うんですよ。

こういうときは、そういうのが来るか来ないかというのはわからないのですが、やはり建設屋に頼んで、建設屋さんに頼んでというか、そういうところにしっかり土のうでもつくっておいてもらって、土のうをしっかり固めるとか、その周りを、布団を覆うぐらいならいいのですが、大本があったほうがいいような気がするんです。

あんなの、残土を入れて、トンパックといっても紫外線に当たって劣化するのがありますので、3年ぐらいもつようなのがあります。やはりそういうものを、主として押さえられるようなものを用意しておく。それも幾らもかからないと思うんですよ。

その辺は、熊田所長に言ったって、お金を出してくれるところがないと駄目だよということになると思うのですが、当然、皆さんが一生懸命先回りをやっても、布団とかブルーシートで押さえられるのかなという素朴な疑問がございます。

どうせ補助が出ているから構わないんだといえればそれまでなのですが、ピットが水没してもほかへ持って行って燃やして、その費用は国庫補助で出たというような考えをすれば大した気にもなりませんけれど、できれば自分のところの被災したごみは自分できちんと処理するという姿勢が当たり前かなと、こういうふうに私は思うんです。

そのためには、それほどお金がかかるわけじゃないと思うんですよ、土のう袋。土のう袋って大きいやつですよ、フレキシブルトンパックという、ああいうのを何個か先回り。

一番いいのは、焼却残渣みたいなのを入れちゃえば、それで止まっちゃえばいいのですが、それもちょっと、無法地帯になっちゃうのであれなんですけど、何か残土でも、そういうもので紫外線が当たらないように、ブルーシートで逆にそういうのを囲っておいて、いざ来そうだというときは皆さんのお力で設置をするというような準備があればいいのではないのかなと、こういうふうに思うんですけれども、ちょっとお金がかかります。

組合長、どうでしょう、そういう考えは。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） そのとおりだと思います。

○議長（沼田邦彦） 1番、洪井議員。

○1番（洪井由放） 熊田所長、そのとおりだということでございますので、ぜひ予算化、予算化といったって幾らも予算はかかりませんが、ちょうど入り口が今、工事しているようですから、そういう業者さんにちょっと頼んでもらうとか。

水の力って恐ろしいですね。誰でもわかっていると思うのですが、ちょっとしたもので押さえましょうといったって、多分押さえ切れないと思うので、そういうところで、例えば瓶の前だって、土のう袋を2段、大体あそこは50センチから1メートルぐらいになっていたかなと思うんですよね。2段ぐらい乗せれば、流出したりすることはないのかなというふうに思います。その辺は一度考えていただいて、やっていただければなと思います。

それで、次に行きたいと思うのですが、次は、これが江川の浸水想定図というものでございます。こういう感じで出ておりまして、これが消防本部って、別に那珂川町の消防のほうを無視しているというわけではないですから、それだけは誤解なく聞いていただきたいのですが、ここに消防本部の図面がございまして、この消防本部は、先ほども中山議員の質疑の中で出ましたけど、無線、指令とかそういうのがあると。

そうすると、これ、3メートル、仮に、千年に一度かもしれませんが水没したとなると、連絡がほかのところと取れなくなったり、こういうふうにするのかなと。また、水没することによって緊急発電装置というのか自家発電装置というのか知らないけれど、それも水没して動かないと。あと、今現在、電気というのはどういうところから取っているかわかりませんが、普通は1階辺りに電気のキュービクルがあると。

そういう、実際に台風19号で結構あちこちで水没して、そういう電気機器類がやられたというようなことも実際あるんです。それで、どうも総務省のほうでは、こういう機器を動かすのに補助金を出すんだというふうになっているようなんですけども、その辺は、まずご理解していただいていますか。

○議長（沼田邦彦） 予防消防課長。

○消防本部予防消防課長（川俣寿行） 消防本部の浸水想定区域が両所共に3メートルの区域に入っているということで、渋井議員がおっしゃるとおり、今年、県のほうで発表された想定区域に入ってしまったということなのですが、うちのほうも現在、電源のほうは平地というか1階のところにキュービクル、自家発ともに1階です。ですので、3メートルほど水が来れば、那須烏山署、那珂川庁舎のほうも両方、電源のほうは全て駄目になると思われま。

そのほか、消防車両等につきましては、先ほど組合長のほうから答弁がございましたとおり計画を策定いたしまして、動かせるものは全て動かすということで計画を立てております。

なお、国からの財政措置としまして、地方債が出ていますが、今後烏山庁舎・那珂川庁

舎共に、区域の想定に入っているということでもありますので、電源確保を含めて、そういったものを動かすか、新たに設けるかを、今後、先ほど組合長の答弁でありましたとおり、検討していく必要があると思います。

○議長（沼田邦彦） 1 番、渋井議員。

○1 番（渋井由放） これ、立面図というか断面図というか、1 階の高さ、私は那珂川町のほうは行ってないのですが、那珂川町は2階はあるんですけど。ないですね。

だから、あつちは取りあえず置いておいて、こっちの話をしているということでご理解いただきたいです。

1 階の高さが4メートルなんです。そうすると、2階に機器を動かせる。那珂川町は2階がないから屋根の上ということになるかもしれませんが、2階に動かせば難を逃れるということになるのかなと思うんです。

私もよくわからないので教えてもらいたいと思うのですが、先ほども申したように、総務省が、これを2階に上げるような、助成金や補助金や交付金か何か知りませんが、どうというようなものがあってどの程度出るのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（沼田邦彦） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） お答えします。1 点目、通信機器の移動についてです。1 階にある通信機器は消防防災無線といたしまして、市町村防災ネットワークの通信機器がございます。これを2階に上げるとなると、災害時にそちらにつく人間も上げなければならないということになるので、待機室ごと移動することが必要になるのかなというような、今現在、想定がされます。

無線機と指令機器に関しましては、指令の中核は北東地区指令センターのほうに行っていますので、端末のみこちらにございます。

2 点目の補助金に関しましては、水防法に基づく浸水想定区域ではないので、緊急防災減災事業債というのは使えません。ですので、地方債の防災対策事業というところで、交付税算入率70%が使える可能性があります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 1 番、渋井議員。

○1番（渋井由放） 緊急防災事業債ではなくて防災事業債ですね。それで使えるというところでございます。

今、議論しているのは、緊急防災事業債をやっていますが、それじゃないのですが、それで、下の会議室からそっくり2階へ移動しなくちゃならないというのは当然の話で、機械だけ行っても人間が行かなくちゃ話にならない。

ついでに、2階のトイレは、今出ましたけど、とても障害者の方が使えるようなトイレじゃないということもありました。2階に上げると同時にそこら辺も直してもらおうと、エレベーターを使わなくてもいいのかもしれないというふうに、勝手に思います。

それはさておいて、ぜひ、その検討だけでしてもらって、これだけお金がかかるんだけどどうだろうというのを議会のほうに示してもらえればいいんじゃないかなと思うんです。

もう、水が来るよと言っているのだけれど、対策が何もないのではね。出た時点で何かする、対策を取るよというふうなあんばい。とりわけ、まずは電気が来なくちゃ話にならないから、キュービクルをどうするんだとか、自家発電のやつをどうするんだとかというスペースがないならば、そのスペースを、建屋を建てて納めるとか、そういうふうにしなくちゃいけないのかなと思うんです。

組合長に、そういう対応を、今後速やかにやってくれるというふうに答えていただけるとは思うのですが、組合長の考えをお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 対応していきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 1番、渋井議員。

○1番（渋井由放） 対応していただけるということで、安心をして、枕高く眠れるかもしれませんね。

続いて、焼却残渣の処理につきましてご質問をしたいと思います。

ここにございます、会社名は渡辺産業ということで、平成30年4月から塩谷広域の事務組合におきましては、こちらに入れているということでございます。金額が、消費税別で1万8,000円。トンですね。消費税を入れて1万9,800円。

今、ウィズウェイストジャパンというところに持っていつているのではないかと思われるのですが、そちらは3万2,500円で、消費税が3,250円で3万5,750円という料金を支払っている。

この差額はあるのですが、片方は車で運ぶ料金というか、収集運搬といいますが、その料金は入っていないんですけども、これはどうするんだということになるとこっちから持っていかなきゃいけません、持ってくるにはどういう手があるんだというと、今、うちのほうではトラックを持ってまして、これは私有自動車運転業務単価というものをもらってきたんです。学校教育課で。

それはなぜかという、スクールバスの運転者さんって一体幾らするのということなんです。スクールバスの運転手さんは、大体1,815円だそうです。時間。そうすると、それが3時間かかります。大体40何キロで、私が行って来て、1時間ちょいで、下ろす時間があると3時間だとすると、5,445円かかります。そうすると、先ほど言った1万9,800円に5,445円、2万5,245円で、多分処理場まで行ってくる。それで処理費が払える。その差額は幾らかという、1万450円だと。

これで1つ確認をしたいところなのですが、うちのほうは流動床式です。飛灰が多い。下のボトムアッシュというか、フライアッシュが多い、ボトムアッシュが少ないということなのですが、実際、ボトムアッシュというのは重いから。フライアッシュというのは、フライと言うなら、飛灰というのは飛ぶ灰ですから、いっぱい入れるようですけど軽いんです。鉄1トンと綿1トンってどっちが重い、と言っているような感覚があるんです。

中をよくよく見てみると、大体1日2トン出るといいます。これ、正式には量っていないのでわかりませんよ。大体2トンぐらいかなというのを聞いてきたんです。

そうすると、240日やると480トンぐらい出る。480トンが出るのですが、これ、ざっと掛けると、先ほど言った1万450円ですから、1万円だと計算すると480万浮くという。これは単純に計算してですが。

ただ、実際にこれをやるのには、ふるい分けをして、どの程度鉄物も入っていれば、この前行って見てきました。スプーンがありました。フォークがある。やっぱりステンレスは磁選機にくっつかない。そういうのもあれば、アルミ缶がちょうど潰れていてうまく取れなかったようなものがあったり、あとこんな大きい固まりがあります。どうも話を聞くと、焼却炉の中からぼろっと落ちたやつかなと。どんどん壊れているわけです。そういうのをきれいに分析、分別して、本当に使えるのかどうかというのをやらなきゃいけない。

今、職員の皆さんは大変お忙しいので、今お隣にいる中山さんや平塚さんが手伝って

れるというので、我々、その焼却灰を置いておいてくれれば、別にそれは重いやつだから飛びませんよ、自分たちでふるって分析してみます。

ふるって分析すると、一体どこからどこまで渡辺産業に持っていけるかというのがわかる。それを、もし持っていけて、安くできるんだとなれば、そのふるい分け方法は簡単ですから。網を重ねておいて、上からざーっと流せばきれいに分けられますので、そういうことをぜひやっていただけるのが一番いいのですが、なかなか、やってくれというのでは時間がかかると思うので、私ども議員にやらせていただきたいと、こういうふうに思うのですがいかがですか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 先ほどの3点目の再質問にお答えいたします。

組合長の答弁にもありましたように、議員からの提案については今後検討していくということで、市町で構成する環境衛生部会等で、主灰の処理が可能であれば、広域側で搬出を希望していても、相手方がありますので、当センターの主灰が受け入れ可能かどうか、または相手方の処理方法で主灰を処理し問題がないかなどを確認していきたいと思っております。

それと、作業をするということではありますが、その件に関しましては今後内部で検討いたしまして、場所等がございますので、調整させていただければと考えます。

○議長（沼田邦彦） 1番、渋井議員。

○1番（渋井由放） この以前の議会の質疑でもちょっと言いましたけど、お願いしたらやってくれるのかなと思ったら、やってくれないわけですよ。なら自らやらなくちゃ、悪いんですけど信用できないというのが、那須烏山市の議員の、大半とは言いませんが半分ぐらいいるんです。

今日、お昼のお弁当で、「これ、200円高いんだよな」という話をしているわけです。お弁当。烏山は500円です。その中身は全然違いますよ。とってもこっちはおいしかったですけど、その200円だって議論しているんだから、480万は議論しないなんていうことはあり得ないんです。できるだけ速やかに。

それをやって、なぜかという、これ、一般廃棄物を日光市まで持って行くわけですよ

ね。そうすると、事前協議だって必要ですよ。事前協議というのが簡単にできるのかどうか、どのぐらいの時間がかかるのかというところもちょっとお尋ねしたいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 通常の事前協議ですが、毎年お願いしているところであれば、書類を持っていき、1日で事前協議は進んでいくような状況です。

今回は、もし搬出をするということになれば初めてになるケースですので、事前に内容を相手方に伝え、書類等が不備がなければそんなに難しいものではないかなと考えます。

○議長（沼田邦彦） 1番、渋井議員。

○1番（渋井由放） とにかく相手がいることなので、こっちで勝手にやっても、事前協議をやって進んで、準備万端整えてというのにはちょっと時間がかかるのかなというふうに思います。ただ、渡辺産業は実績もありますし、こっちからこういうわけだと日光市役所へ行けば、問題がないのかなというふうには思います。

ただ、これを分析して、どこからどこまで持っていけるのかというのをしっかり。持っていけないかもしれません。やってね。逆に。ただ、渡辺産業に来てもらって見てもらったら、10ミリアンダーぐらいだったら持っていけるかなというような、まだ正式に分析はしてありませんが、ニュアンスであります。

もう1つ、これは、まずこの段階をやってからなのですが、5ミリでふるえば砂として使えるのではないかと。砂として使うのには、前に一度やっていますが、重金属がちょっと高いと。それは薄めれば低くなるので、ほかの砂と混ぜればもう間違いなく。大体5倍混ぜれば大丈夫なのかなと。

そうすると、もしそれが仮に使えるとするとですよ。240トンの3万5,000円ですから、相当な金額が。1,000何百万が浮いてくるということになるのかなというふうに思います。

○議長（沼田邦彦） 残り5分になりました。

○1番（渋井由放） はい。ありとあらゆる知恵を使って、ありとあらゆる情報を収集して検討していくという姿勢が、弁当の200円だってそういうふうになっているわけですから、何百万という数字、たとえ1円だって2円だってそういうふうにはやらないや駄目なんですよ、本当はね。その辺をしっかりと前向きに対応していただくという、職員の皆さんの意識もしっかり持ってもらって安くしないと、事業が成り立っていけなくなるというところで考えていただいて、取り組んでいただければなど。

あと最後に、日頃から取り組んでいただいているのは重々承知しておりますし、ご苦勞なことでありますと、ここでお礼を述べたいと思うのですが、どこかで、経費節減ができるかもしれないという思いも一つ持って頑張っただけければなど、こういうふうに思います。

以上で、本日の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沼田邦彦） 1番、渋井由放議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。再開を14時35分とします。

【休憩】（午後2時30分）

【再開】（午後2時35分）

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。次に7番、川俣義雅議員の発言を許可します。

7番、川俣議員。

〔 7番 川俣義雅議員 登壇 〕

○7番（川俣義雅） 川俣義雅です。

地球温暖化が急激に進行しています。急激と言っても、産業革命が起きた1800年頃からの約200年で大気温度が1℃ちょっと上がっているだけですが、それでも各地で異常豪雨、台風、猛暑、森林火災が頻発する異常気象が起きています。極地の氷が解け、海面上昇、サンゴの死滅が大きな問題になり、食料生産の減少、コロナなどの感染症も次々出てきていることが懸念されています。このままの温暖化が進むと、ブレーキが利かない破滅的状况になると、2030年までに全世界の二酸化炭素の排出を半分近くまで削減できるかどうか人類の未来がかかっていると言われてます。

地球の未来を守れというスウェーデンの高校生だったグレタ・トゥーンベリさんの学校

ストライキから始まった運動は、この24日にも世界中で若者を中心に組み込まれました。私たちが進めている衛生センターの移転は、まさにこの地球的課題に国を挙げて、産業も国民生活も取り組んでいく中で行われることになると思います。国の方針も、国民の意識も大きく変わると思います。そういう意味で、今までの延長線上ではない施設、ごみを取扱えないようにしていくことが求められることになる、これは間違いないと思います。

そこで、伺います。

1点目に、ここ3年間の衛生センターの焼却量の推移と今後の見通しを伺います。

2点目に、現在は燃やすごみに分類されているものの中で、回収・資源化を考えているものがあるか伺います。

まず、2点お答えいただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） では、川俣議員のご質問にお答えします。

1点目のご質問であります3年間の焼却量の推移と今後の見通しについてお答えいたします。

川俣議員がおっしゃるとおり、将来に向け焼却量を減らしていくことは、今後の衛生センターの設計における処理計画の策定や処理能力の設計規模を定めるに当たって大きく関わってくる課題の一つと考えております。そこで、保健衛生センターの焼却量の推移であります、平成30年度は1万1,213トン、令和元年度は1万1,365トン、令和2年度は1万1,325トンとなっており、管内において、人口減少の傾向ではありますが、焼却量がほぼ横ばいとなっております。

今後の見通しについてであります、管内人口の減少傾向を加味するとともに、ごみ減量化運動を各市町を通じて推進し、焼却量をできるだけ少なくし、地球温暖化防止に寄与してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2点目のご質問であります。燃やすごみの中で、回収・資源化を考えているものの有無に関してお答えいたします。

衛生センターに搬入されております燃やすごみの中で一番多いものは紙類であり、分別次第では、その紙類の中に再生パルプとして再資源化できるものが含まれておりますので、まずは新聞紙、雑誌、段ボールや紙パック以外の燃やすごみとして出される紙類、すなわち雑紙と言われるものの分別を徹底し、資源物として回収することができるよう、広域で発行している広報紙での周知や、各市町において同様の周知徹底のご協力をお願いしたい

と考えております。

最近、私も集めるようにしております。名刺の古いものや、あと、いろんなものの包装紙なども同じ袋に入れてためておいて出すということで、そういうものが雑紙になるということをあまり考えずにごみ箱に入れていたことを反省させていただいておりますので、そういうことからまず進めることかなと思っています。

また、廃プラスチックなども今後の資源化に向けた調査研究を進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いしたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） 最近プラスチック類、いろんなものがありますけれども、それを減らそうということで、スーパーなどでのいわゆるレジ袋、これを有料化しているところが増えてきました。そういうことでのごみの減量化というのはどうですか、影響はありますか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） それでは川俣議員の再質問についてお答えさせていただきます。

再質問ですと、レジ袋が有料化されたことに伴ってごみの量はどうかというようなご質問であったかと思うんですが、目に見えて減っているものではないのでちょっとわかりにくい部分ではあるんですが、皆さんがスーパーであるとか、コンビニエンスストアで買物したときに、そういったところをお持ちで対応しているということはわかっておりますので、当然レジ袋については減ってきていると考えております。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） 燃やすごみの中で、一番容量、重さでなくて、かさですね。容量が大きいのは紙ということは組合長からお話がありましたけれども、雑紙はもう前から回収・資源化していますよね。だから、私は雑紙というか、紙類じゃなくて、ビニールなどを含めたプラスチックが一番多いのかなと思っていたんですが、そうではないんですか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 再度川俣議員の質問にお答えさせていただきます。

毎年、年4回、1㎡当たりのごみの種類を分析しております。紙類は大体4割から5割を占めています。そのうち資源化できる紙類は約2割を占めております。1㎡中1割は資源化できる紙類が含まれていることになっております。今後はさらなる分別を徹底し、市町と協力してやってまいりたいと思っております。

プラスチックに関しましても、本年6月4日にプラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とするプラスチック資源循環促進法が成立いたしました。施行は来年4月と聞いております。今後は、プラスチックの資源循環の促進等、総合的かつ計画的に推進するための動きが出てくると思います。組合としましても構成市町と協力し、資源循環に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） 紙については、これはもう収集をしているので、これを徹底してもらうように呼びかける必要があると。これはもう今でもできますよね。プラスチックについては、この広域では燃やすごみの中に入れてあります。燃やすのではなくて回収・資源化している自治体が県内にありますね。インターネットで調べてみると、すぐに芳賀町が出てきます。芳賀町では、包装ビニール、食品トレー容器、食品パック、発砲スチロールなどのプラスチックを資源として回収していますが、県内でほかにこういうような回収をしている、つまり燃やしてない自治体、あるいは広域はありますか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 再質問にお答えいたします。

プラスチック類を燃やしていない広域については、自治体の現状ですので、今後調べまして勉強するなどの対応を取ってまいりたいと思っております。

また、プラスチックの分別におきましても、市町の職員で構成する環境衛生部会のほうで議題として上げ、すぐにでも取り組めるのか、それとも国の状況を見てなのかという部分を含め検討していきたいと考えております。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） あまり調べられてないということですので、プラスチックを全て今燃やしていますよね、ここではね。それを燃やさないとしたらどのぐらい焼却量が減るのか、あるいは、今、回収・資源化しているところでは、回収前に比べてどのぐらい減ったのか、その辺もよく調べていただきたいと思います。かなりの自治体で、もうそういうプラスチック類を回収すると、私が聞いていたところでは日光とか宇都宮とかやっているようです。それで、プラスチック類の回収を、この那珂川町、那須烏山市では資源化しないと、資源化できない理由か何かがあるんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） ただ今のご質問についてご回答します。プラスチック類、ほかの広域のほうでは分別収集をして資源化に回しているというようなお話でしたので、当広域でもそういった先進的な事例を研究し、いい部分については実施できるように、これから検討していきたいと考えています。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） 確認ですけれども、できない、あるいはしないという理由はないんですね。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 明確な理由についてはございません。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） それでは、ぜひ他市町で進んでいるところもありますので、いいところは見習って進めていただきたいと思います。

プラスチック類以外で現在燃やすごみになっている生ごみについて伺います。那珂川町では、一部の地域ですけれども、生ごみを回収、堆肥化しています。那珂川町の約20%の、いわゆる町場で実施しております。年間約200トン余りを回収し、堆肥にして還元しています。これを広域全体に広げることができれば燃やす量がかなり減ると思います。そして、野菜や果物が栄養となる肥料として有効利用できます。そういう取組を私は広げてもらいたいと思っていますけれども、組合長、いかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 確かに、美土里館ですか、茂木のほうではされていて、私も議員のとき、見学に行かせていただきました。悪いわけではないなと私の中でも思っていますが、今のところ、実際に回収ができてないのが現状であることはわかっています。最初のうちは茂木でもなかなか難しかったという話を聞いています。やはり、田畑があるようなところでは自分のところで、コンポストっていうんですけど、あれをやったりとかしているんで、改めて出す必要がないという話もありますが、やっぱり町の中だとそういうことができないので、ありがたいという話を聞いたりもしていますし、美土里館の中の肥料がかなり栄養価がいいというので人気があるというのも聞いていますので、逆に言ったら、うちがそこに持っていくというのはできないのかなというのは古口町長にも聞いたことがあって、協力できたらいいのかな、改めて同じものを造るのでなく、協力し合えるというのもあるのかなというのはお聞きした覚えがあるんですけど、今、うちでは手いっぱいだよという話をそのときはされて、ちょっと難しいんだなと思って、新たにつくるとなると、確かにちょっと臭いがあるので近所から苦情が来るという話も聞いたので、どこに選定するかというのはなかなか難しいのかなと思って、私の中では二の足を踏んでいるのが現状であります。

また、渋井議員からいつも言われているのは、ディスポーザーとって、台所で排水するときに、要するに泥状にさせて、泥のようにさせて、排水するというシステムもあるんですけど、浄化槽とか下水道でそれができるかというのを今、私どもの中で研究課題にさせていただいているので、なるべく減らせる状況は進めていきたいなと思っています。どんな方法がいいかはやっぱり協議をしていきたいと、あと、新しい焼却炉を造るに当たっては、それに合わせてどのようなものができるか、どのようなぐらいごみが減量できて、規模を小さくできるかは研究課題だと思っていますので、ご提案いただきましてありがとうございます。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） 茂木のほうが先に始めたのではないかとは思いますが、先ほど言いましたように、那珂川町でも、週2回かな、ポリバケツをごみ収集所に配って、そこに入れてもらうということで、それを業者さんが運んで、乾燥させて堆肥にするということをやっているんですね。那珂川町では「土の恵」という肥料になって、これは道の駅でも少し販売されています。そういう取組は、一方で二酸化炭素を減らすと、燃やすごみを減らすと同時に、ちょっと手を加えれば有効利用できるものを捨ててしまうということで本当に私はもったいないなど。そういうこともあって、私のうちは農家ではないんですけど、野菜づくりをやっているんで、いわゆるコンポストに入れて、それを肥料にするということをやっています。

ついでに言わせていただきますと、そのコンポストについても那珂川町では3分の1助成と、補助金を出すことになったんです。一部の機械式のはもう前から出ているんですけども、いわゆる普通のコンポストにも補助金を出すということをやっています。同じ広域で、そう言っちゃなんですけど、費用をお互いに分担しているわけですから、片方の町でやっているもの、それを一方的那須烏山市でもなるべくやってもらいたい。

先ほど組合長がおっしゃったように、茂木町もそうでしょうけども、那珂川町でも、今のところ手いっぱいのようなんです。やはり施設を広げないと、もっと大きくしないと、これ以上回収、堆肥化というのはやっぱり難しいようなんです。ですから、そのための施設はやっぱり自前で造ってもらうほかないのかなと思います。

今は燃やすごみとして収集しても、何の咎めもないんですけれども、先ほど言いましたように、これから先、この10年間というか、もっと短い期間の間に、国も物すごく動いてくると思います。やはり燃やすごみをなるべく減らすという方向に転換していくと思いますので、やはり先の先を見て事業を考えていっていただきたいと思っています。

それで、予算がないとね、確かにお金はかかりますよ。お金はかかるので、町だけでやるというのは大変かと思いますが、できれば、これは全国的な課題なので、国として補助金を出すように、みんなでまとまって要求するというのも1つの手ではないかなと思います。

そして、生ごみとプラスチック、それを燃やすごみから除くとしたら、燃やすごみの量は相当減るのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 再度質問のほうにお答えさせていただきます。先ほども申しましたとおり、生ごみの量を抑えているわけでもございません。プラスチックの量も抑えているわけではございません。ただ、一般にごみを見ますと、当然生ごみも家庭から出る量、議員もご存じのように、那珂川町の市街地で集められている量というのは把握されているかと思います。プラスチックも、買物に行けばトレーであるとか、そういったものが出るような状況であります。かなりの量を占めていると思います。そのものがなくなればごみの量は減ってくるということで考えております。

ただ、焼却というのはなかなか難しいもので、そのカロリーという熱量の関係もあるので、このプラスチックが全くなくなってしまったとすると、逆に投入する燃料の量が増えることも考えられるというようなことで担当のほうから聞いておりますので、その辺はちょっと難しい関係なのかなと考えております。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） 1つ、プラスチックの回収ですけど、資源化しているところでは、先ほど言ったような芳賀町でもそういうものなんですよ。プラスチックといってもいろいろあるでしょう。例えば、おもちゃだとかいろんな洗剤が入っている容器だとか、ああいふものは回収に回ってないんですよ。だから、そういうものもうちはあるんで、そういうものは今のところ燃やすのかなと思っているんですけど、ただ、そういう汚れが取れないようなもの、洗剤なんかを使った容器、そういうものもあるところでは固めて、圧縮して、燃料として使うということも行われているようなんです。

実はごみを燃やして処理しているというのは、世界ではもうほとんど日本だけといってもいいぐらい。焼却炉の数でいうと、世界全体の90%は日本にあるといわれているんですよ。だから、ほかでは燃やして処理するというやり方はしていないといわれています。

ちょっと調べてみたら、例えば、鹿児島県に志布志市というところがある。志布志湾つてありますよね。そこはやっぱり広域でごみ処理しているんですけども、焼却炉を持っていないんですよ。もうほとんど全て分別して資源化していると。僅か紙おむつ類とかそういうものは埋立て処分しているということなので、処分地も小さいと思うんですけども、まず、焼却ありきだという考えを一旦捨て去って、どうやって処理していくことがこれから求められるのかなということも頭に置いて進めていただきたいと思うんです。

それから、家庭に配られている燃やすごみの図がありますね、これは燃やすごみですよ。例えば貝殻とか食用油というのものもあるんですね。これも燃やすのはもったいないと私は思っているんですよ。貝殻なんかも砕けば立派な肥料になりますし、それから食用油も、私もやったことあるんですけども、石けんに加工することができるんですね。手間はかかりますよ。手間暇はかかりますけれども、そういうのをやってみたいという町民市民の方だっているのではないかと。だから、そういうことも含めて、ありとあらゆる方法で焼却ごみをなくしていくということをぜひ考えていただきたいと思います。

それから、新しい衛生センターの焼却炉、先ほど組合長も焼却炉の規模をこれから考えていきたいということでしたけれども、その規模もうんと小さいものにする、あるいは、極端に言えばなくすというようなことも考えながらやっていっていただきたいと思うんですが、そのためには今ある焼却炉を使っている中で、例えば先ほど言った生ごみを減らすように、燃やすことじゃなくて回収・資源化する、芳賀町がやっているぐらいのところでプラスチックを回収・資源化する、それはそんなに難しいことじゃないと思うんですけども、それをまずやって、どういうものかということを確認して、それを早急にやっていただいて。今度の新しい衛生センターの施設を造る上で役立ててもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 大変素晴らしいご意見をいただきましたので参考にさせていただきます、経過を私たちも考えていき、活用できるように進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） もう少ししゃべろうと思ったんですけども、ちょっと忘れてしまったので、これで私の質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。再開を15時10分といたします。

【休憩】（午後3時02分）

【再開】（午後3時10分）

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。次に9番、平塚英教議員の発言を許可します。
9番、平塚英教議員。

〔 9番 平塚英教議員 登壇 〕

○9番（平塚英教） 9番、平塚英教でございます。本日も広域行政定例議会の質問者、最後ということでございますので、もうしばらくお付き合いをいただきたいと思っております。

私は、この一般質問で、広域行政のドクターヘリ・防災ヘリとの連携対応についてという質問と、那須南病院の大規模改修についてという2問を出しておりますので、その通告に沿って質問してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

ドクターヘリ・防災ヘリについては、ここで話すのも残念なんですけれども、私どもの仲間であった広域行政議会議員の久保居光一郎議員が、先ほどもありましたように、本年7月3日に死去して……、2日ですか。すみません、2日に亡くなってしまいました。これは朝4時半に事故が発生し、救急車を呼んで南病院に10分で着いたそうでございますが、そこで応急処置をしてドクターヘリを呼んだということで、南病院ではヘリポートがないということで、烏山消防署まで逆走しまして、10時半にドクターヘリに乗って、獨協医大に向かったというふうに聞いております。いずれにしても、こういうことがあったということで、これは南那須広域にとっても極めて重要な、命に関わる問題だということで、質問を出したところでございます。

同じ質問を、市議会のほうでも私、しましたところ、那須烏山市内にはドクターヘリの離着陸場は20か所、そして防災ヘリの離着陸場は4か所ということでございます。当然、それぞれの行政機関とか病院とか、そういうところと連携を図りながらドクターヘリ・防災ヘリの連絡調整、受入体制等の充実、強化を図っておられると思うんですが、さらに地域住民の命と安全、安心安全、助けられる命を確実に救える体制整備のためにご努力をいただきたいと思っております。

市内では20か所、4か所でございますが、那珂川町のほうではこのドクターヘリ・防災ヘリの離着陸場はどのような状態にあるのか、お願ひしたいと思っております。

なお、助けられる命を確実に救えるように、地域のヘリポート、離発着場をさらに増設していただきたいと。近年、ヘリポートであったところがメガソーラー関係の施設になって、一部使えなくなっているというところもあるというふうに聞いておりますので、そう

というような状況の中で、さらにこの離発着場の増設を推進していただきたいと思いますが、答弁をお願いしたいと思います。

次に、那須南病院の大規模改修についてお尋ねをいたします。那須南病院の大規模改修につきましては、令和元年度策定の大規模改修基礎調査等報告書というものが出されまして、那須南病院は平成2年7月に南那須広域行政事務組合によって一般病床50床で開院して、5市4町からなる県北保健医療圏に属し、圏域では広大であり、宇都宮、大田原の高度救急病院まで30キロ以上の距離があるために、栃木県の救急医療体制では南那須市医療圏における中核病院として位置付けられ、診療圏は両市町に加えて隣接する芳賀、茨城県北西部に及んでいるということでございます。

開院後は平成8年3月に増築をいたしまして、平成15年からは現在の一般病棟が100床、療養病床が50床ということで、150床体制で進められております。診療科目は現在10診療科、二次救急患者の受入れ、へき地医療拠点病院として巡回診療を行うなど、当地域で唯一の二次救急告示輪番病院として24時間365日、民間医療機関で対応が難しい医療を担う役割を果たしております。しかしながら、この南病院も平成2年の開院以来、既存棟が約30年、増築棟が24年を経過し、両棟とも施設設備の老朽化に加え、患者数の増加や医療環境の狭隘等による整備への対応が深刻な問題となっております。また、医療需要変化による人工透析の増床やリハビリテーション機能の拡充等の整備が求められております。今後、将来にわたりこの地域において持続可能な医療を提供していくために、那須南病院の大規模改修は避けて通れません。これらを踏まえて、現在大規模改修についての検討がされていると思うんですが、当面この那須南病院の空調設備整備を進めておりますが、これからこの大規模改修については現在の病院を稼働しながら大規模リフォームを行うのか、新規に病院を建設するのか、はたまた別のところに移転、建設をするのか、那須南病院の施設整備検討委員会において同病院の大規模改修を検討されていると思いますが、コンサルタントにこのような調査報告書を作らせ、検討委員会での検討協議を踏まえながら、今後いつまでにこの大規模改修の全体構想を策定して進めていくのか、今後の具体的なスケジュールや予定等についてお伺いをするものであります。

なお、1番の質問と被りますが、この那須南病院に、ぜひともヘリポートを造っていただいて、病院とドクターヘリ・防災ヘリが連絡調整を図って、救える命が救えるように進めていただきたいと思います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 1点目のご質問であります、ドクターヘリ・防災ヘリとの連携対応について、お答えいたします。

現在、当組合管内において申請し許可を得ている栃木県ドクターヘリの離着陸場は、先ほど議員がおっしゃったように那須烏山市が20か所、また、消防防災ヘリにおいては烏山が4か所になっています。那珂川町は、離着陸場は14か所、また消防ヘリにおける防災ヘリ離発着ができるところが5か所あります。

ドクターヘリの出動要件は、特に重篤な傷病者が発生した場合、ヘリによる搬送の有効性や医師の早期接触の必要性に鑑み、救急隊や指令センターの判断により要請することとしており、早期の医療介入が可能となり、救急救命には大変有効な方策であります。防災ヘリの出動要件は、山林火災や水難救助といった、災害には特に有効な対応手段でもありますので、ドクターヘリ・防災ヘリ、共に今後も有事の際にはマニュアル等に基づき積極的に要請し、活用したいと考えております。

さらに、ヘリポートの増設の件であります、やはり現場直近への着陸が可能であれば、医師の現場投入など早期の医療介入が可能となることから、現時点において許可されたヘリポートに不具合等の問題はありますが、有益となる候補地があれば関係機関との調整を図った上で、積極的に申請をしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

続いて、2点目のご質問であります那須南病院の大規模改修についてお答えいたします。

最初に今までの経緯であります、前提としましてコンサル会社に依頼し、令和元年度に作成した「大規模改修基礎調査等報告書」を基に、令和2年度には病院長をはじめとする施設整備検討委員会において、まずは病院内の「エネルギーセンター」における、既に耐用年数が経過している機器設備のうち、蒸気ボイラー、冷温水発生機、及び冷却塔などの主要機器については10年程度の延命化を図ることを目的とした更新について協議を行い、令和2年度中に実施設計を、そして令和3年度に入り工事施工を行っているところであります。

については今後、施設整備検討委員会を早急に開催し、こうした経緯等を踏まえながら、全体構想の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、ヘリポートの設置につきましても、同委員会の議論の中において設置の可否を併せて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） それでは、再質問をしたいと思います。

まず、ドクターヘリに関してなんですけれども、離発着場、離着陸場につきましては、状況はわかりました。問題は、かなりドクターヘリの要請というんですかね、例えば、この令和2年度の主要施策のペーパーを見ましても、要請件数が50件というふうになっております。なぜかこの消防年報を見ても、実際にドクターヘリに来ていただいて対応していただいたのは全体で38件なんです、この主要成果のほうは。ところが、この消防年報によりますと、45件になっているんですよ。これは恐らく、令和2年中とありますので、年報のほうは令和2年の1月から12月31日までのことを言っているのかなと。これが令和2年度ですから、4月1日から翌年の3月31日までということなのかなと思うんですが、この辺もって確認していただきたいと思うんですが、いずれにしてもこの要請はどんなふうな形で、どこに要請して、そして実際にドクターヘリが来たらその受入対応というか、例えば川にいる場合には河原に止まれればいいんですけど、止まらない場合には別なグラウンドかどこかに止まって、そこにそういう患者さんというか、事故に遭われた方を搬送するしかないですよ。そういうような対応の仕方というんですか、それがどんなふうな、要請と、実際に来たときのいわゆる受入れ、そしてその対応というんですか、それがどんなふうなされてるんでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 予防消防課長。

○消防本部予防消防課長（川俣寿行） 先ほど平塚議員から数字の違いがありましたが、年報のほうはご承知のとおり、そのとおりでございますので、年で計算。で、施策のほうは年度で計算しておりますので、通常、消防のデータは全て年で公表しているもの……。

○9番（平塚英教） 年で公表ですか。

○消防本部予防消防課長（川俣寿行） ほぼほぼです。施策については、この広域のために計上しているものです。

それとヘリの要請の形というか、要請はほぼ現場の救急隊の判断で要請、もしくは入電時にやはりキーポイントがございまして、高所からの落下とか、アナフィラキシー症とかそういったことで、指令センターのほうで指令員が直接要請をかける場合もございまして。現場救急はその程度でございまして。

それと、現場のヘリの対応についてですが、ヘリポート、先ほど組合長の答弁からございましたが、那須烏山20か所、那珂川町とありましたけれども、航空法第79条で、申請して許可がないとヘリは原則降りられません。しかしドクターヘリ・防災ヘリは、実災害の場合は機長の判断でどこでも降りられるんです。ただ、降りる面積とか機体の大きさもありますので、むやみに降りるといっていただけはございませんが、できるだけ、通常は申請しているヘリポートを使うんですけども、極端な場合は、これから刈り終わった田んぼの中とか、河川の堤防とか、そういうところにも降りた経緯がございます。通常、河川の水難事故等でありますと、ドクターヘリの前に防災ヘリの出動要請をかけますので防災ヘリで、溺死者がいて、ピックアップをして、広いところに降ろしてもらって、そこからドクターヘリという形を取るのかなと思いますが、場所によっては間に救急車が入るといった場合もございます。受入体制としましては、その傷病者の程度にもよりますけれども、重篤な場合はそのままドクターヘリで救急三次病院に搬送するというケースでございます。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） ドクターヘリのほかに、ドクターカーというものもあるんですよね。これも年報では3件出動されていますが、これはどのような対応なんですか。

○議長（沼田邦彦） 予防消防課長。

○消防本部予防消防課長（川俣寿行） ドクターカーというものも、この辺で言いますと那須赤十字病院に常時おまして、平日の朝の8時過ぎから夕方までが運用になりますが、ヘリと同様に、ドクターカーにはドクター、看護師とそのほか勤務者が1名乗って、救急車とドクターカーで、うちの利用方法から言いますと、救急車で搬送中、例えば那須日赤に搬送しますといった場合に、那須日赤からドクターカーが来る、こちらから救急車が行くという形を取って、途中のドッキングポイントでドッキングをして、そこでドクターが同乗して救急車で病院に向かうという形になります。

以上であります。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） 大体、臨場感、現場での状況はよくわかりました。そこで、それ

に対応する消防署の署員の皆さん、本当にご苦労さまです。

救急救命士、この消防年報によりますと、35名資格者がおられると。先ほどの決算の消防の人員は98人と言いましたけれども、年報では95人になっているんだよね。95人中35人が救急救命士ということでよろしいんですか。

○議長（沼田邦彦） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） 議員のおっしゃるとおり、95名中35名は救命士で、現状はその数で合っております。

○9番（平塚英教） さっきの決算98というのは何だったの。

○消防本部総務課長（加藤勇） 昨年度、救命士の退職がございます。そのせいでそのような数字になっています。

○9番（平塚英教） わかりました。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） そういうことでね、ぜひ救える命を救っていただきたいと。ここは中山間の、都市から離れたところなので、そういう救急救命が非常に重要な役割を果たすのではないかなというふうに思いますので、ぜひ地域住民と双方、警察もそうなんです、それとの連携調整というんですかね、そして問題が発生したときには早急に対応いただくようなことで、救える命を救っていただきたいと思います。

次に、那須南病院の大規模改修の件なんですけれども、この基礎調査を見ますと、病院の耐用年数というのが出てくるんだよね。その耐用年数には、物理的耐用年数、法的耐用年数、それから機能的耐用年数というのがあって、鉄筋コンクリートですから、一般にこういう建物自体は60年だけれども、法定耐用というのは税法上ではRC造、コンクリートですね、あるいはSRC、鉄筋コンクリートの耐用は病院の場合39年となっております。しかし一般に病院は高度な医療環境を守るために一般的に31年というふうにされております。多くの病院が30年でリフォームとか建て替えをしているというのが実態でございます、最初に建てた病院は機能的耐用年数でいいますと本年でもういっぱいなんで

すね。増築棟のほうも令和9年で機能耐用年数が過ぎてしまうということなんですが、せっかくこのような大規模改修基礎調査等報告書、相当のお金をかけてこれを作成しているんですが、いつまでにこれの結論を出すんですかね。それをお聞きしたいです。

○議長（沼田邦彦） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） 今、平塚議員から説明がございましたとおり、報告書の中で3つありまして、物理的、法的、機能的というところで、おっしゃるとおり機能と、それから増築棟につきまして、既存棟については令和3年、それから既存棟については令和9年をもって、こちら基本的に耐用年数は31年というのがある中で、30年で大体病院、ほかは改修をしていると、建て直しをしているというところはおっしゃるとおりでございます。そういったことを含めて、令和2年において検討委員会のほうで1年をかけて改修等、3つある中でどこに、どれにするのかということを決めていくことでしたが、まずは空調設備について先行して10年延命化を図るということで実施したということになっております。検討委員会の開催をもってこの3つの選択肢の中から決めていくというのが1つの目的というか、お示しできることになると思いますので、早急にまずは検討委員会を先ほど組合長から説明がありましたように開きまして、そちらの中で早急に検討していきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） 先ほどの組合長の答弁によりますと、空調のほかに水ベリとか機能関係で延命措置を図ってというような話になったんですが、それを進めるといわゆる機能的耐用年数が保てなくなっちゃいますよね。これでそのような延命措置をどんなときにやることによって、やるとなると、機能的耐用年数が守れなくなっちゃうんじゃないかなと。建屋はそのまま少しずつ少しずつ延命措置を図ってそのまま病院を進めていくというようなことでは根本的に大規模改修基礎調査等報告書に反することになってしまうんじゃないかなというふうに思うんですが、組合長いかがですかね。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） もともとその大規模改修が出た段階で、改修が必要だろうとい

う話はお聞きしておりました。ただ、すぐにやるということが、今、当市と、あと那珂川町と2つで抱えている問題の中では早急にかかるというのがちょっと難しかったので、まずは一番早急に必要なのは何でしょうかということで検討していただいた結果、空調設備であると。それは本当に延命をしない限りは難しいという話だったので、まずしましょうということで議会にも皆さんにもお諮りして予算をつけていただいた経緯があります。それによって少し延命できることによって、病院のほうの、もうちょっと相談し、検討ができるのではないかとということで、今回しています。決して20年先を見据えてというわけではなく、もっと早くには完成していなければ、ましてや病院ですので、最終的には皆さんが避難し、安全に治療をしていただく場所ですので、そういうところはしっかりとしたものをつくるべきことだと思っておりますので、10年先、20年先というのではないですけど、10年はまずもつような空調にしておかないと、これで止まってしまっは患者さんに……、確か去年でしたか、空調が止まってしまって、熱中症になって亡くなったという病院がありましたよね。そういうことが起こらないようにということで、先渡しで空調だけをさせていただきました。決して、すごく長く延ばそうという考えではありませんので、協議をさせていただき、新しい病院をどのようにしていくかは検討させていただきたいと思っています。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） 要するにね、この3つの方式のいずれかで大規模改修したいということなんだけど、どれに決めても来年に完成なんてわけにはいかないでしょう。

○組合長（川俣純子） そうです。

○9番（平塚英教） 3年も5年もかかるよね。だから、そういう意味ではもっとスピード感を持って、地域の住民の命に関わる重大問題だということで、その辺を本格的に進めていただきたいと思うんですが、少なくともこの3つのうちの1つにまとめていくのはいつまでというふうに私どもは受け止めたらいいいんですかね。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） これもちょっと協議をさせていただきたいと思います。できた

ら早めにしたいなというのは心情ではあるので、それは議員のほうも汲んでいただけるとありがたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） そろそろ時間が……、まだまだあるんですが、ありますので、この那須南病院にヘリポートをぜひ設置していただいて、病院から他の地域に逆輸送するなんてことはあり得ないんですよ。そこのところはやっぱりランディングポイントとして、ああいう市街地にヘリが屋上に停まるなんてことが可能なのかなのかどうなのかもちょっと私、わかりませんが、その辺、もしそれが違うところに病院を建てて、ヘリが安全に離着陸できるようにしようということであれば、近くに大規模改修、移転改築もやむを得ないかなと私は考えているんですが、いずれにしても、これから高齢化が進み、ますます命に関わるとりでとして、那須南病院の役割は重要でございます。そういう意味で、そこは本気になって取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 本気になって取り組んでおります。そのために、皆さんにこの10年先渡しというか、大規模改修を待ってはもらえなかったんで空調設備を先にさせていただきました。ただ、少しずつ直していくから延命させようというわけではなく、本当に必要なものは先にさせていただきましたが、本当に安定した医療ができますように進めていきたいと思っていますので、今後とも皆さんのご協力のほど、またご意見、アドバイスをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、ヘリポートに関しましては、これも併せて協議をさせていただきたいと思います。ビルのというか病院の上につけると、かなり建物も強化しなくてはいけなかったり、あと、駐車場のところに造るとなると、そこに駐車が全くできませんので、その辺のところもいろいろ検討させていただき、改めて、あるところに救急車で出向くとか、そういうことのほうが距離的に時間を縮められるという話も聞いておりますので、何がいいのかを検討させていただき、皆さんにご報告できるよう早めに計画を進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○9番（平塚英教） いいです。

○議長（沼田邦彦） 以上で、9番、平塚英教議員の質問が終わりました。これで一般質問を終わります。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和3年第4回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

[午後3時44分閉会]